

米子市地域福祉計画

地域づくりは人づくり

第2期

平成21年度～平成23年度
(2009年度～2011年度)

米 子 市

はじめに

近年、少子高齢化・核家族化の進行、厳しい経済・雇用環境といった社会情勢の変化やニーズの多様化などに対応するため、保健・医療・福祉などの分野において様々な制度改正が行なわれてまいりました。また、これまで家庭や地域が自然に持っていた相互扶助機能が弱体化し、地域住民相互の社会的なつながりが希薄化するなど、地域社会のあり方も変わりつつあります。

地域で支援を必要とする人たちが、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていくためには、行政が中心となつて行なう法律などの制度に基づくサービスだけではなく、住民や地域組織など地域社会の全ての構成員が対等な立場で協力・連携することにより、地域社会全体で支え合うことが必要となつてきております。

このような社会背景のもと、本市では、平成18年12月に、「誰もが人間らしく、その人らしく生活できるまちづくり」を基本理念とした「第1期米子市地域福祉計画」を策定しました。この第1期計画では、米子市民に最も身近な行政である米子市が、地域福祉推進の主体となる地域住民などの参加により地域における生活上の課題を明らかにし、その課題解決のための相互の役割分担の枠組みなどを検討して、地域福祉を総合的かつ計画的に推進するために策定したのですが、その計画期間が平成20年度に最終年度を迎えたことに伴い、平成21年度以降の地域福祉を展開するため、この度、「第2期米子市地域福祉計画」を策定いたしました。

この第2期計画では、第1期計画において策定した計画を継続して実施し、地域福祉を一層充実したいと考えており、今後も、この計画を基にして着実に地域福祉を推進することにより、すべての人が、障がいの有無、年齢、性別などに関わらず、住み慣れた地域で安心した生活を送ることができる社会の実現に向けて努力してまいりたいと思います。

最後になりますが、本計画の策定にあたり米子市地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめとした関係者の皆様に感謝申し上げますとともに、今後も市政発展のためにご尽力を賜りますようよろしくお願いいたします。

平成21年3月

米子市長 野坂 康夫

も く じ

はじめに

計 画 編

第1章 計画策定の趣旨	・・・ 1
第1節 地域福祉推進の背景と必要性	・・・ 1
1 近年の社会情勢と福祉制度改革	・・・ 1
2 地域福祉と地域福祉推進の目的	・・・ 3
第2節 計画策定の趣旨	・・・ 4
1 地域福祉計画とは	・・・ 4
2 地域福祉推進の基本目標	・・・ 4
3 第1期計画策定の経過	・・・ 6
4 第2期計画策定の趣旨	・・・ 6
第3節 計画の期間および位置づけ	・・・ 7
1 計画の位置づけ	・・・ 7
2 計画期間	・・・ 7
3 計画の進捗管理	・・・ 7
4 計画期間の関係	・・・ 7
5 計画の体系図	・・・ 7
第2章 米子市がめざす地域福祉	・・・ 10
1 計画の基本理念	・・・ 10
2 基本目標	・・・ 10
3 計画の体系図	・・・ 12
第3章 基本計画および重点項目	・・・ 13
第1節 基本計画	・・・ 13
1 共に支え合えるまちの仕組みづくり	・・・ 14
2 暮らしを支えるサービスの充実	・・・ 38
3 愛着のもてる地域づくり	・・・ 57
第2節 重点項目	・・・ 67

資料編

第1章 米子市の現状	・・・68
第1節 基本情報	・・・68
1 総人口	
2 年齢別人口	
3 世帯数の将来推計	
4 要介護高齢者に係る実績	
5 障がいのある人	
6 生活保護受給者	
7 児童手当受給者	
第2節 地域における各種活動団体	・・・72
1 社会福祉協議会	
2 民生委員・児童委員、主任児童委員	
3 在宅福祉員	
4 自治会	
5 自主防災組織	
6 ボランティア団体	
7 NPO法人	
8 身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等の各活動団体	
9 老人クラブ	
第2章 地域福祉推進活動状況資料	・・・75
1 米子市の現状から見える課題	・・・75
2 第1期計画策定後の推進活動状況	・・・77
第3章 地域福祉計画策定委員会資料	・・・80
1 地域福祉計画策定委員会委員名簿	・・・80
2 地域福祉計画策定委員会設置要綱	・・・81
第4章 用語説明	・・・83

計 画 編

第 1 章 計画策定の趣旨

第 1 節 地域福祉推進の背景と必要性

1 近年の社会情勢と福祉制度改革

我が国は、急激な^{※1}少子高齢化社会を迎えており、第 2 次世界大戦時を除き増加してきた人口も、2005 年には初めて減少に転じました。また、かつての伝統的な家庭や地域の相互扶助機能が弱体化するとともに車社会の進展による公共交通の衰退、地域の小規模商店の閉鎖など、障がい者や高齢者などが地域で暮らしていく上で様々な問題が発生しています。しかし、一方では、児童、障がい児・障がい者、高齢者などへの社会福祉制度・サービスは次第に整備が進むとともに、ボランティアや NPO 法人などの活動も活発化しています。

このような状況の中で、私たちは、年齢・性別・国籍・病気や障がいの有無など、一人一人の持つ個性や諸事情にかかわらず、地域で尊厳をもって暮らすことができているでしょうか。

日本の福祉は、これまで施設入所措置システムを中心に発展してきました。このため、障がいのある人などを社会から隔離して、「健常者」だけを集めた「健常ではない」社会を形成してきたと言えます。これからの社会福祉は、全ての人が住み慣れた地域で、障がいの有無や年齢に関係なく、尊厳をもち安心して生き生きと暮らすことができるよう、地域全体で支え合う形に変わっていくように求められています。

平成 11 年 4 月「社会福祉基礎構造改革（社会福祉事業法等改正法案大綱骨子）」が発表されました。そこでは、昭和 26 年の社会福祉事業法制定以来大きな改正の行われていなかった社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の共通基盤制度について、根本的な見直しが行われました。この中で社会福祉の理念も大きく変更され「自助努力が基本で、それができないとき、福祉は上から与えられるもの」という考えから「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が営まれるよう自立支援すること」へと見直されました。

今後は、この理念を地域において具現化するために、地域福祉の推進を図っていくことが必要です。

具体的な改革の方向としては、

- ・個人の自立を基本とし、その選択を尊重したシステムの確立（「措置」から「契約」へ）
 - ・質の高い福祉サービスの拡充
 - ・地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実
- が、掲げられています。

また、社会福祉基礎構造改革を受けて、社会福祉法が改正され、

- ・地域福祉の推進
- ・社会福祉協議会が地域福祉推進の中心的な団体として位置づけ
- ・地域福祉計画を策定すること

が、新たに規定されました。

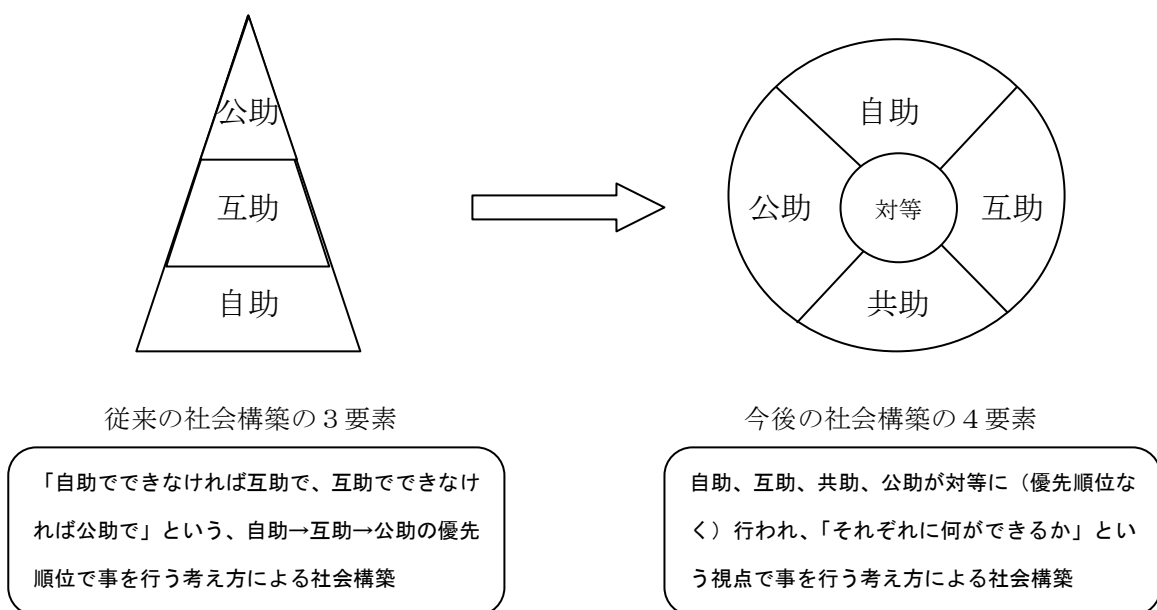
用語解説

- ※1 少子高齢化・・・
- ・高齢者の増加により総人口に占める高齢者人口の比率（高齢率）が高まっていくことと若年層人口の減少が同時並行的に進んでいる現象をあわせて少子高齢化という。
- また、人口の年齢構造を分析する上で、0～14歳を若年者人口、15～64歳を生産年齢人口、65歳以上を高齢者人口とする区分があり、高齢化率によって、一般的に高齢化社会（7%以上～14%未満）、高齢社会（14%以上～21%未満）、超高齢社会（21%以上）に分類される。

2 地域福祉と地域福祉推進の目的

「地域福祉の推進」が意味するところは、^{※1}ノーマライゼーションを具現化することと考えられます。そのためには、従来の公助を最上位とするピラミッド型の社会ではなく、今後は、^{※2}自助—互助—共助—公助の4つの要素がバランスのとれた社会を構築することが必要です。（下図参照）

社会福祉法によれば、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者」は相互に協力し「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるようにすること（地域福祉の推進）」に努めなければならないと規定されています。



用語解説

※1 ノーマライゼーション・・・すべての人が、障がいの有無、年齢、性別などに関わらず、地域で日常的な生活を送ることが普通の社会であるという考え方。

※2 自助—互助—共助—公助・・・(1) 自助・・・市民（住民）一人一人（あるいはその家族）ができること。
(2) 互助・・・市民（住民）同士が協力し合えば（組織的に共同して）できること。
(3) 共助・・・市民（住民）や市民（住民）組織と行政や専門機関等が協力し合えばできること。
(4) 公助・・・行政や専門機関がすべきこと。

第2節 計画策定の趣旨

1 地域福祉計画とは

平成12年の社会福祉法改正により、新たに規定された計画で市町村地域福祉計画と都道府県地域福祉支援計画があります。この計画は、地方公共団体が地域福祉を総合的かつ計画的に推進することにより、社会福祉法に示された新しい社会福祉を達成するための方策であり、したがって地域福祉計画は、行政計画でありながら、福祉サービスにおける個人の尊厳の保持を基本に据えて、自己決定、自己実現の尊重、自立支援など住民等による地域福祉推進のための参加や協力を立脚して策定される必要があります。

(1) 市町村地域福祉計画

地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て地域の要支援者の生活上の解決すべき課題とそれに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにし、かつ確保し提供する体制を計画的に整備することを内容とするものと定められています。

(2) 都道府県地域福祉支援計画

市町村の区域を包含する広域的な地方公共団体として広域的な観点から市町村を支援し、その際、市町村の規模、地域の特性、施策への取り組み状況に応じて、きめ細かな配慮を行う必要があります、このために市町村支援を旨とするものです。

2 地域福祉推進の基本目標

(1) 生活課題の解決への住民の積極的参加

地域住民は施策の対象に止まらず、地域福祉の担い手でもあり、地域住民の自主的な活動と関係諸団体及び公共的なサービスとの間の連携を図っていくことが重要です。そして、地域住民は、「福祉は行政が行うもの」という認識を、行政は「福祉は行政処分に対処するもの」という認識をそれぞれ改め、地域社会の全構成員（住民、地域組織、NPO、事業者、専門機関、社会福祉協議会、行政等）が^{※1}パートナーシップの考えを持つことが重要です。なお、地域福祉活動における行政と地域住民との役割分担について留意する必要があります。

(2) 利用者主体のサービスの実現

利用者本位の考えに立って、利用者を一人の人間としてとらえ、その人の生活課題を総合的かつ継続的に把握し、制度やサービスの種別、実施主体の相違を越えて、対応する適切なサービスが、総合的かつ効率的に提供され、その利用が阻害されないような体制を身近な地域において構築する必要があります。

具体的には、サービスを総合的に利用できるようにする^{※2}ケアマネジメントを含む^{※3}ソーシャルワークの体制を、相談機能を持つ機関や福祉事務所などで充実する必要があります。

このソーシャルワーク機能においては、「人生の主人公は自分自身であり、自己決定により自ら人生を切り開き自己実現を図っていく」という利用者自身の持っている力を引き出す援助（エンパワーメント）が重要であるほか、地域住民が孤立したり、生活課題を抱えたときに、声を上げられる仕組みや発見する仕組みづくり（コミュニティワーク）にも向けられる必要があります。

サービスの内容や評価について、地域住民の信頼と理解を得るためには、情報の公開な

を進め、事業運営の透明性の確保を図っていく必要があります。また、利用者の選択を通じた適正な競争を促進し、福祉従事者の専門性の向上などを通じて、サービスの質の向上と効率の促進を図る必要があります。

(3) サービスの総合化

地域福祉の推進においては、地域の身近なところで総合的な相談が受けられ、サービスの適切な利用と結び付けられる体制を整備することが重要です。

地域住民の生活課題は、必ずしも専門分化した単一の福祉サービスによって充足されるものではなく、しばしば、福祉・保健・医療その他生活関連分野にまたがるものであり、公共的サービス・民間によるサービスやサポートも含めて、複数のサービスを適切に組み合わせることで総合化することによって満たされることが少なくありません。このため、こうした多様なサービスそれぞれが十分な連携を図って総合的に展開されていくことが不可欠であり、今後は総合的サービスの提供体制を確保していく必要があります。

(4) 生活関連分野との連携

地域福祉の範囲として、福祉・保健・医療の一体的な運営はもとより、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなどの生活関連分野との連携が必要になります。

生活課題に対応する施策は、個別的にはすでに存在しているものも多いですが、これらに新しいアイデアを取り入れてシステム化し、地域おこしに結びつくような福祉関連産業、健康関連産業、環境関連産業などの領域で、コミュニティ・ビジネスあるいはNPOなどを創出していくことが考えられます。

用語解説

- ※1 パートナリシップ・・・まちづくりなどにおいて、市民、事業者、行政などの各主体が対等な立場で協力・連携し、役割や責務を自覚することを通じて築いていく相互の信頼関係。
- ※2 ケアマネジメント・・・利用者の生活課題（ニーズ）と社会資源とを調整、あるいは結び付けることにより、地域での生活を継続的に支援していくこと。
- ※3 ソーシャルワーク・・・福祉政策・制度のもとで展開される専門職としての実践体系を総称したもので、「社会福祉実践」「社会福祉援助」と捉えられる。

3 第1期計画策定の経過

本市では、平成16年から計画づくりに着手し、地域づくりへの住民参加の過程を大事にしながら、市民の参加によるボランティア会議、アンケート調査、11の中学校区での地域懇談会などを通じて米子市の現状とそこから見える課題を把握し、その後、パブリックコメントの募集、地域福祉計画策定委員会による審議をへて、約2年をかけて平成18年12月に策定しました。

(1) 地域福祉（活動）計画策定ボランティア会議の実施

住民参加による計画づくりを行うため、公募市民23名の参加によるボランティア会議を設置しました。この会議は14回にわたり開催され、地域福祉についての理解を深めながら策定方法等についてご意見を頂きました。また、メンバーの方には、地域懇談会にも参加していただき、会の進行に積極的に関わっていただきました。

(2) アンケートの実施

地域福祉計画策定の基礎資料を得ることを目的とし、市内にお住まいの18歳以上の人のうち3,036人を無作為に抽出し、アンケートを実施しました。

(3) 地域懇談会の実施

地域住民が地域福祉について理解を深め、地域の生活課題や特性を明確にし、また課題の解決方法について検討をするため、11の中学校区で、それぞれ2回ずつ地域懇談会を開催しました。

(4) パブリックコメントの募集

最終計画案の策定にあたり、米子市ホームページ上や市内各公民館などを計画案の閲覧場所とし、市民の意見募集を平成18年9月1日から同年9月30日まで行いました。

(5) 地域福祉計画策定委員会の設置

計画について専門的に協議していくため、地域福祉計画策定委員会を設置しました。なお、委員会には地域福祉（活動）計画策定ボランティア会議のメンバーも加わり、地域住民の意見・提案を計画に反映させました。

4 第2期計画策定の趣旨

第1期米子市地域福祉計画では、地域福祉の理念や市民、地域組織、事業者、専門機関、社会福祉協議会、行政の相互の役割分担・協働体制などの枠組みを明らかにしました。また、平成19年4月の機構改革では、新たに福祉政策室を設置し進捗管理の所管を明確にすると共に、社会福祉協議会との協働体制を強化したところです。

今後は、これまでの進捗状況や様々な課題の現状を踏まえて、第1期の計画において策定した基本計画の中味を実践していく段階となっていると考えており、基本計画の具体的な活動の中で、特に重点的に取り組むべき項目を設定して、それに積極的に取り組むことで、着実に地域福祉を推進していきます。

第3節 計画の期間及び位置付け

1 計画の位置づけ

米子市では、総合計画のもとで多くの計画が立案され、実施されています。

例えば、高齢者保健福祉計画、障がい者計画、次世代育成支援行動計画などの個別計画は、高齢者、障がい者、児童といった対象ごとに、行政を中心に策定した計画です。

これに対し、地域福祉計画は、地域における生活課題を地域住民や社会福祉協議会、市などの各々の役割において解決するための方法を、対象を限定せず、市民の視点に立って策定するものです。このため、これまでの行政計画にはなかった地域住民の役割という部分が多く含まれています。

また、米子市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、福祉活動を行う地域住民やボランティア団体、NPO等の民間団体が、地域の生活課題を解決するために、自主的・自発的に活動していくための行動計画として位置づけられます。地域福祉計画と地域福祉活動計画は生活課題等を共有し、それぞれの役割を明確にし、緊密に連携をとることが大切であることから、米子市と米子市社会福祉協議会では、協働し、それぞれの計画を策定しました。

2 計画期間

第2期の計画期間は、平成21年度（2009年度）から平成23年度（2011年度）までの3年間とします。

3 計画の進捗管理

計画の進捗管理については、福祉政策室が所管し、毎年、地域福祉活動の取り組み状況や課題等を整理し、地域福祉計画策定委員会で次年度以降のあり方を審議することとします。

4 計画期間の関係

総合計画をはじめとし、それぞれの計画において計画期間を定めています。（別表参照）

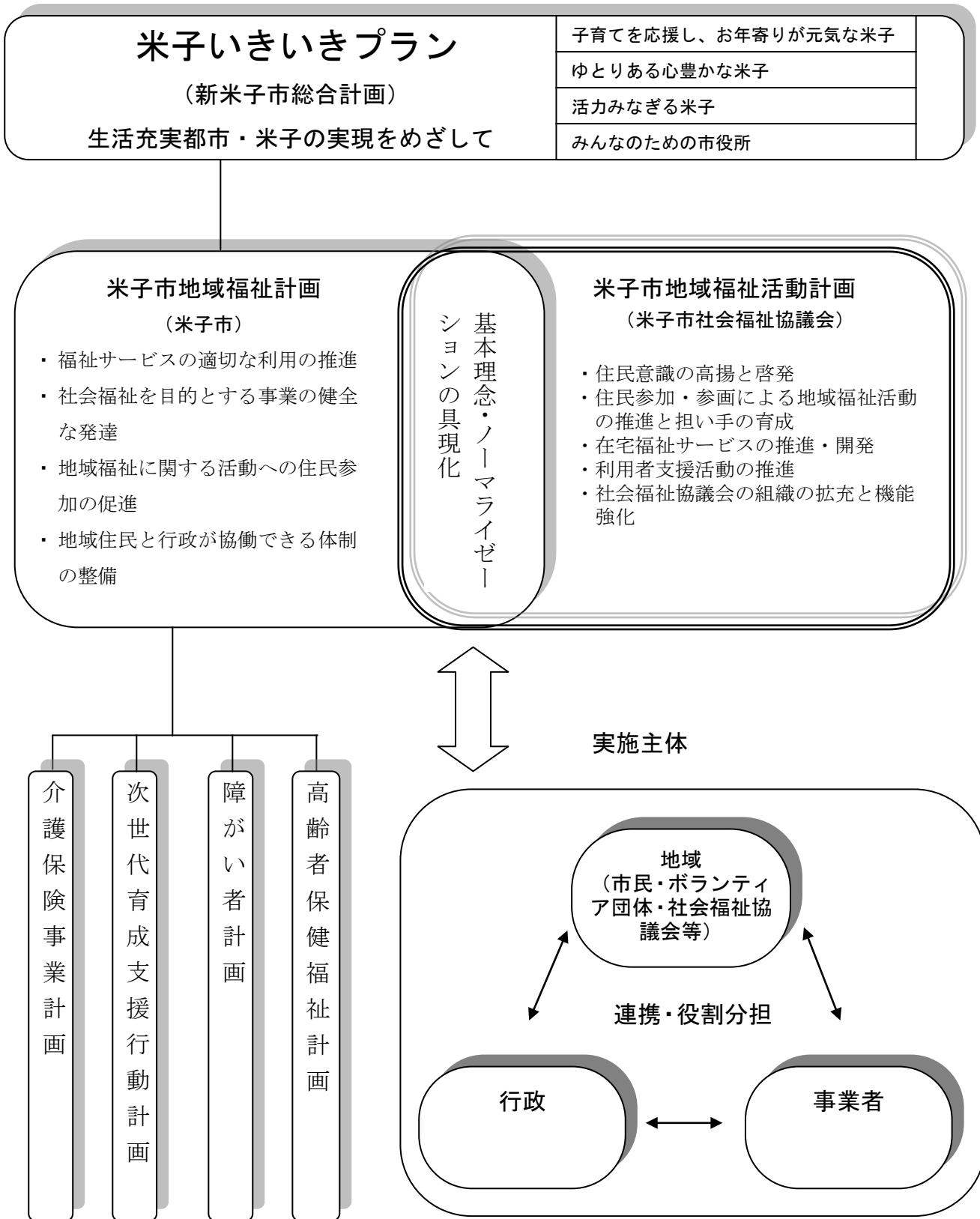
5 計画の体系図

米子いきいきプラン（新米子市総合計画）のもと、「ノーマライゼーションの具現化」を柱とし、個別計画の内容を踏まえながら、計画を策定します。（別図参照）

別表【計画期間の関係】

年度	15	16	17(合併)	18	19	20	21	22	23	
第7次総合計画	→									
新市総合計画 (基本計画)				←					←	...
地域福祉計画				←		→	←		→	
地域福祉活動計画 (米子市社会福祉協議会)	→			←					←	...
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	→			←		→	←			→
児童育成計画		←				→	次世代育成支援行動計画に 引き継ぎ			
次世代育成支援行動計画				←					←	...
障がい者計画	→			→	←					←
障がい福祉計画				←		→	←			→

別図【計画の体系図】



第2章 米子市がめざす地域福祉

1 計画の基本理念

「誰もが人間らしく、その人らしく生活できるまちづくり」

これまで家庭や地域が自然に持っていた相互扶助機能が弱体化し、地域住民相互の社会的つながりが希薄化するなど、地域社会のあり方が変わりつつあります。このような中で、地域で支援を必要としている人たちが、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていくためには、法律等の制度に基づいて行政が中心となつて行う^{※1}フォーマルサービスだけで

はなく、近隣や地域社会を巻き込んだ柔軟な^{※2}インフォーマルサービスが必要となってきます。全ての地域住民がパートナーシップという共通の認識を持つことが、生活課題を抱えた人の自立生活を支える大きな力になると考えます。地域住民は地域福祉の当事者となる必要があるのです。

地域福祉推進の目的は、「福祉を必要とする地域住民が、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる活動に参加する機会が与えられるようにすること」です。

米子市では、住民が主体となる、新しい^{※3}福祉コミュニティの創造を目指し、基本理念を「誰もが人間らしく、その人らしく生活できるまちづくり」と定めます。「人間らしく」は、住民一人一人が、日本国憲法第25条でうたわれる「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことを、「その人らしく」は、住民一人一人が、「個性を尊重され、自己実現に向かって生きていく」ことを意味します。

また、この基本理念を実現するため、第1期計画の策定に際し、住民を対象に行なったアンケート結果、中学校区ごとに開催した地域懇談会での住民の意見、地域福祉計画策定ボランティア会議での公募市民の意見などを基に把握した米子市の現状から見える課題(資料編P75, 76参照)を踏まえ、次の3つの基本目標を定めます。

2 計画の基本目標

(1) 共に支え合えるまちの仕組みづくり

地域での生活に密着した福祉課題を住民自らの力で解決できるよう、全ての人と同じ境遇になりうるという視点から、地域福祉への理解を広め、支え合いが自然にできる地域社会を造っていく必要があります。

米子市では、「共に支え合えるまちの仕組みづくり」を推進するため、次のとおり、基本計画の項目を定めます。

- ①地域福祉を推進する人材の育成
- ②地域組織の活性化
- ③地域ネットワークの構築
- ④支援を必要とする人の把握・発見の仕組みづくり
- ⑤虐待等の発見・通報
- ⑥自主防災組織の拡大、災害時要援護者等の把握
- ⑦個人情報の適正な取り扱い
- ⑧地域安全活動の推進

- ⑨ボランティア・NPOの育成
- ⑩マンパワー（高齢者パワー）の活用
- ⑪コミュニティ・ビジネスの創出支援
- ⑫健康づくり活動・生きがい活動の充実
- ⑬地域の交通手段の確保、要介護者・障がい者・障がい児への外出支援の充実
- ⑭地域における子育て支援の充実
- ⑮市役所職員の意識改革、地域活動の促進、地域の情報収集

（２）暮らしを支えるサービスの充実

少子・高齢化が進むなか、社会福祉基礎構造改革の一環として介護保険や支援費制度の導入など、社会保障制度は従来行われてきた「措置」から「契約」へ、「行政主体」から「自立・自己責任」へと大きく変わりました。また、サービス提供のあり方も、地域の多様な福祉課題に対応できるサービスを、様々な実施主体の参加によって創っていく必要があります。

米子市では、「暮らしを支えるサービスの充実」を推進するため、次のとおり、基本計画の項目を定めます。

- ①相談窓口の充実
- ②サービス情報の提供の充実
- ③各活動団体への支援
- ④社会福祉協議会の基盤強化
- ⑤権利擁護事業の充実
- ⑥サービス提供事業者の連携
- ⑦サービス提供事業者情報の提供
- ⑧ケアマネジメントの充実
- ⑨高齢者・障がい者・女性の就労支援、雇用促進
- ⑩バリアフリーのまちづくりの推進
- ⑪困難事例に対応するための基盤整備
- ⑫高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における福祉サービスの体制整備
- ⑬障がい者計画における福祉サービスの体制整備
- ⑭次世代育成支援行動計画における福祉サービスの体制整備

（３）愛着のもてる地域づくり

米子市の福祉の街づくりはコミュニティ（人と人とのつながり、帰属感の持てる社会）の再生であると考えています。一人一人が生きがいを持ち、プライバシーを尊重しながらも不幸や困ったことを見過ごさない人間関係を作れたら、きっと住みよい地域になるのではないかと思います。そのためには、地域住民が誰かが何とかしてくれると考えるのではなく、自分に何ができるかを考え、主体的に行動できる心を育てることが大切です。

米子市では、「愛着のもてる地域づくり」を推進するため、次のとおり、基本計画の項目を定めます。

- ①福祉教育の推進
- ②地域の交流の場の充実
- ③住民参加のまちづくり

- ④地域の活動拠点づくり
- ⑤地域福祉活動の担い手づくり
- ⑥地区別地域福祉活動計画策定の推進

3 計画の体系図

基本理念、基本目標、基本計画、基本計画の具体的内容を体系図としてまとめ、米子市のこれからの地域福祉推進の方向性を示します。

※地域福祉計画体系図は別紙1のとおり

用語解説

- ※1 フォーマルサービス・・・国や地方公共団体など公的機関が行う、法律などの制度に基づいたサービス。介護保険や医療保険などで給付されるサービスなどのことをいう。
- ※2 インフォーマルサービス・・・行政が直接的・間接的に提供するサービスでは充足されないニーズに対応するサービス。近隣や地域社会、民間やボランティアなどの非公式な援助活動がこれにあたる。
- ※3 福祉コミュニティ・・・地域で援護を必要とする人やその家族が、住み慣れた家で通常の生活を続けることができるように、また地域住民が援護を必要とするような状態になるのを防止するため、自発的に援助を行う住民と公的な制度に基づいた福祉サービスの提供者が、援助と予防という視点に立って、相互に結び合うネットワークの総体。

第3章 基本計画および重点項目

第1節 基本計画

ここでは、第2章で挙げた基本計画の項目について、具体的内容を示します。

計画にあたっては、第1章で述べた「今後の社会構築の4要素（自助—互助—共助—公助）」のそれぞれの捉え方で、何ができるか、どのように協働していくかを考えることが重要です。

具体的には、下表の（例）のとおり、「市民」、「地域組織」、「事業者」、「専門機関」、「社会福祉協議会」、「行政」の役割分担と協働体制を明らかにし、それぞれが行っていく内容を示していきます。

また、次の4つの視点を持って計画していきます。

米子市地域福祉計画4つの視点

- 1 どのように、費用に対する効果を考えながら、米子市の実情に合ったものにしていくか。
- 2 どのように、既存の資源（人材、組織、資金、施設・設備、環境資源など）を活かしていくか。
- 3 どのように、地域の力（福祉力、自治力、解決力、教育力など）を引き出し、育てていくか。
- 4 どのように、人の「知恵（創意工夫、情報、経験）」—「汗（行動、実行）」—「心（気持ち、思いやり、熱意）」をつなぎ、結集していくか。

（例）

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
地域の組織による〇〇活動の推進	○	◎			○	○

【市民】・・・地域住民、ボランティア、NPO（NPO法人を含む）などをさします。

【地域組織】・・・自治会、校区・地区自治連合会、地区社会福祉協議会、地区民生児童委員協議会、老人クラブ、子ども会など地域で活動している市民組織をさします。（自治会長、地区社会福祉協議会長、民生委員・児童委員、主任児童委員など組織の役員を含みます。）

【事業者】・・・主に、福祉事業を行う社会福祉法人、医療法人、株式会社などをさします。

【社会福祉協議会】・・・米子市社会福祉協議会をさします。（ここでは、地域福祉を推進する立場としての取り組みを示し、事業者としての取り組みは【事業者】の項目で示します。）

【専門機関】・・・地域包括支援センター、障がい者地域生活支援センター、子育て支援センターなどをさします。

【行政】・・・米子市をさします（教育委員会を含みます。）

※なお、表中の「◎」は取り組みの実施主体を、「○」は実施主体と協働して取り組むものを示しています。

1 共に支え合えるまちの仕組みづくり

(1) 地域福祉を推進する人材の育成

地域の中で、困りごとなどの相談を受け、また、様々な地域活動を行っている身近な存在として、在宅福祉員、民生委員・児童委員、主任児童委員などが存在します。これらの人は、在宅福祉員会や地区民生児童委員協議会をはじめとした地域組織に所属し、日常的に地域住民を支援しています。

地域懇談会では、「在宅福祉員の給食サービスを続けて欲しい」など、これらの地域組織に対する期待の声が多く上がりました。反面、「民生委員がなかなか様子を見に来てくれない、民生委員の数が足りないのでは」といった不満の声も上がりました。

今後は、地域組織の役割の明確化を図り、同時に、地域福祉を推進する人材を育成していくことが重要となります。

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
地域福祉を推進する人材の育成	○	○	○	○	◎	○

【市民】 ボランティア・NPOが人材の発掘・育成を行う。

【地域組織】 ◆在宅福祉員、民生委員・児童委員、主任児童委員、保健推進員、食生活改善推進員、自治会長等がそれぞれの役割を再確認する。
◆^{※1}地区社会福祉協議会、地区民生児童委員協議会、校区・地区自治連合会等で米子市社会福祉協議会と共催で研修会を開催する。

【事業者】 社会福祉協議会が行う研修等に参加・協力する。

【専門機関】 社会福祉協議会が行う研修等に参加・協力する。

【社会福祉協議会】 地区社会福祉協議会、地区民生児童委員協議会、校区・地区自治連合会等での研修会等を開催する。

【行政】 **市役所全体の取り組み**
地区社会福祉協議会、地区民生児童委員協議会、校区・地区自治連合会等で研修会等を開催する際に協力する。

用語解説

※1 地区社会福祉協議会・・・地域住民が地域の福祉課題に目を向け、地域で抱えている福祉ニーズに対応し、住みよい地域社会を目指すための住民組織。

(2) 地域組織の活性化

地域福祉を充実していくためには、貴重な福祉資源である自治会や地区社会福祉協議会など既存の地域組織の活動を充実し、活性化していくことが大切です。アンケート結果では、回答した10代から40代の8割以上の方が、地区社会福祉協議会の存在やその活動を十分に知らないことが明らかになりました。今後は、より多くの人に地域組織の活動に関わってもらい、その活動を一層充実していく必要があります。

①地区社会福祉協議会の活動の充実

地区社会福祉協議会の活動は、アンケート結果からも分かるように、あまり地域の人に知られていません。今後は、これまで以上に地区社会福祉協議会の組織やあり方を見直し、その活動を広く市民に周知するとともに、地域福祉活動の中心的存在として地域住民の参加を促進していくことが期待されます。

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
地区社会福祉協議会の活動の充実	○	◎	○	○	○	○

【市民】 地域活動に積極的に参加する。

【地域組織】 ◆地区社会福祉協議会がこれまでの事業の見直しと今後の方向性を協議する。
◆市民に対し、地域活動の周知を図り、参加を呼びかける。
◆事業者に対し、賛助会員として協力してもらうよう要請・呼びかけを行う。

【事業者】 地区社会福祉協議会の活動に協力する。

【専門機関】 地区社会福祉協議会と連携を図る。

【社会福祉協議会】 ◆支援体制を強化する。
◆地区社会福祉協議会の事業運営や財源確保、人材育成等を支援する。
◆地域福祉や地域住民の主体的活動を推進するためのコーディネーターを配置する。

【行政】 市役所全体の取り組み
地区社会福祉協議会の活動を積極的に支援する。

②民生委員・児童委員、主任児童委員活動の充実

民生委員・児童委員や主任児童委員は、高齢者等の声かけ・安否確認をはじめ、住民の日常生活に関する相談活動や福祉サービスの利用に関する情報提供、行政機関や施設等との調整など、様々な活動を行っています。

アンケート結果では、回答した人の約4割が地域の担当委員が誰であるかを知っていません。

しかし、支援を必要としている地域の住民の中には、相談をしたくても「どこに」、また、「誰に」相談をしたらよいのか分からないという人も数多くいます。

今後は、民生委員・児童委員や主任児童委員の活動を周知し、また、担当委員との交流の機会を増やすことで、住民が相談しやすい環境をつくっていく必要があります。

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
民生委員・児童委員、主任児童委員活動の充実	○	◎	○	○	○	○

【市民】 地区民生児童委員協議会が行う地域での交流会などに参加・協力する。

【地域組織】 ◆活動内容の周知を行う。
◆地区民生児童委員協議会が地域での交流会など行う。
◆地域組織の連携を図る。

【事業者】 地区民生児童委員協議会と連携を図る。

【専門機関】 地区民生児童委員協議会と連携を図る。

【社会福祉協議会】 ◆地区民生児童委員協議会が行う地域での交流会などに協力する。
◆民生委員・児童委員や主任児童委員への情報提供の充実を図る。

【行政】 市役所全体の取り組み
◆活動内容の周知を行う。
◆民生委員・児童委員や主任児童委員への情報提供の充実を図る。
◆地区民生児童委員協議会が行う地域での交流会等の開催を支援する。

③在宅福祉員活動の充実

米子市社会福祉協議会は、地区社会福祉協議会の区域ごとに在宅福祉員を配置し、友愛訪問や給食サービスなどを行っています。今後は、在宅福祉員の役割として、地域の生活課題の把握やその解決に向けた関係機関への働きかけが期待されます。

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
在宅福祉員活動の充実	○	○			◎	○

【市民】 友愛訪問や給食サービスの実施に協力する。

【地域組織】 ◆在宅福祉員が友愛訪問や給食サービスを実施する。
◆地域組織の連携を図る。

【事業者】

【専門機関】

【社会福祉協議会】 ◆活動を支援する。
◆活動案を企画する。
◆在宅福祉員の研修を行う。

【行政】 市役所全体の取り組み
米子市社会福祉協議会が行う在宅福祉員の研修に協力する。

④自治会の組織強化と活動の充実

自治会に加入しない、もしくは自治会を脱会する世帯が増えています。

自治会に加入しない世帯の傾向としては、他の地域からマンション、アパートに転居してきた場合に多くみられます。

また、自治会を脱会する理由としては、「高齢や病気、独り暮らしなどになったためにこれまでどおり会員としての役目が果たせない」、「近所づきあいがわずらわしく感じられる」といったことが考えられます。

自治会への加入は地域づくりの基盤となることから、自治会の活動内容を周知するとともに、マンションやアパート等の管理者や家主等を通じて加入を促してもらうよう働きかけることや、高齢や病気などで会員としての役目を果たすことが難しい世帯に配慮した運営を行うことが必要です。

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
自治会の組織強化と活動の充実	◎	○				○

【市民】 自治会に加入する。

【地域組織】 ◆自治会が、住民に対し加入を周知する。
◆自治会が、マンションやアパート等の管理者や家主等を通じて自治会未加入者に対し、加入を促してもらうよう働きかける。
◆自治会が、会員としての役目を果たすことが難しい世帯に配慮した運営を行う。

【事業者】

【専門機関】

【社会福祉協議会】

【行政】 市役所関係課の取り組み
自治会加入について、転入・転居時に配布するお知らせや広報等で周知する。(協働推進課)

⑤地域組織の連携

地域には、自治会、校区自治連合会、地区社会福祉協議会、地区民生児童委員協議会、老人クラブ、子ども会など様々な組織があります。これらの組織は、基本的に独自に活動をしていますが、実際には役を兼ねていたり、活動の中身が重なっている部分もあります。地域組織が連携を図ることにより、人間関係づくりや地域活動がより拡がりを持つことが期待されます。

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
地域組織の連携強化	○	◎			○	○

【市民】 地域組織に積極的に参加し、住民同士の情報交換を活発にする。

【地域組織】 他の組織と連携をとるため、合同会議や懇談会等を開催する。

【事業者】

【専門機関】

【社会福祉協議会】 地域での懇談会等の開催を支援する。

【行政】 市役所全体の取り組み
 ◆地域での懇談会等の開催に協力する。
 ◆公民館を情報ステーションと位置付ける。

(3) 地域ネットワークの構築

地域には、地区社会福祉協議会、在宅福祉員会、地区民生児童委員協議会、自治会、老人クラブ、子ども会などの地域組織を始め、ボランティア団体、医療機関、福祉サービス事業者など様々な社会資源があります。

地域の問題を早期に発見し解決するためには、これらの連携を密にし、ネットワークを広げていく必要があります。

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
地域ネットワークの構築	○	◎	○	○	○	○

【市民】 地域組織の話し合いの場に積極的に参加する。

【地域組織】 地域組織がネットワークづくりのための話し合いの場をつくる。

【事業者】 地域の情報収集・情報提供を行う。

【専門機関】 地域組織の話し合いの場に積極的に参加する。

【社会福祉協議会】 地区社会福祉協議会への支援を行う。

【行政】 市役所全体の取り組み

◆ネットワークづくりへの支援を行う。

◆広報等でネットワークづくりに関する呼びかけを行う。

(4) 支援を必要とする人の把握・発見の仕組みづくり

米子市が実施する福祉サービスには様々なものがあります。しかし、支援が必要な状態であるにも関わらず、「誰にも相談できない」、「家に閉じこもっている」、「自分からは全く動こうとしない」、「独居で家族がいいため情報が入ってこない」といったことから福祉サービス利用につながっていない人が数多くいます。

このような状況において、住民による見守り・声かけは大変重要な役割を持っています。

また、ソーシャルワーカーなど専門知識と経験のある者による訪問活動を実施し、公的サービスや地域での援助活動に繋げていく仕組みづくりが求められています。

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
支援を必要とする人の把握・発見の仕組みづくり	○	○	○	◎		○

【市民】 住民同士が見守り・声かけを行う。

【地域組織】 民生委員・児童委員が実態把握や見守り・声かけを行う。

【事業者】 ソーシャルワーカーが必要に応じ訪問する。

【専門機関】 地域包括支援センター等の職員が訪問する。

【社会福祉協議会】

【行政】 市役所関係課の取り組み

◆保健師等専門職が必要に応じ訪問する。(長寿社会課、障がい者支援課、健康対策課)

◆高齢者実態調査を実施する。(長寿社会課)

(5) 虐待等の発見・通報

現在、児童や高齢者に対する虐待又は配偶者等に対する家庭内暴力（ドメスティックバイオレンス：DV）が社会的に大きな問題となっています。家庭内での虐待などは、外部に発覚しにくい問題ではありますが、対応が遅れた場合には、最悪の事態が発生することも予想されます。児童虐待、高齢者虐待、家庭内暴力など、それぞれの場合で、対応の仕方は大きく異なり、専門性の高いアプローチを必要とします。

平成12年に「児童虐待の防止に関する法律」、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び、被害者の保護に関する法律」、平成18年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されるなど、制度的には整備されてきましたが、虐待の発見は地域住民の力によるところが最も大きいと考えられます。

特に、児童虐待については、「子どもは自分で声をあげることができない」という性格があり、子どもの周囲の大人が目を光らせ、地域で異変を敏感にキャッチする仕組みを強化していくことが重要です。また、発見した場合の通報、相談窓口などを充実していく必要があります。

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
虐待等の発見・通報	○	○	○	○	○	◎

- 【市民】 ◆発見・通報を行う。
◆通報先をあらかじめ確認しておく。
◆緊急避難のための場所を設ける。

【地域組織】 民生委員・児童委員が発見・通報を行う。

【事業者】 医療・教育・福祉機関が、虐待のおそれのある心身状況の異常を発見した時に、関係機関へ連絡する。

- 【専門機関】 ◆担当地域の実態把握を行う。
◆相談機能の充実を図る。
◆他機関と連携する。

【社会福祉協議会】

- 【行政】 市役所全体の取り組み
◆支援体制の整備・ネットワークづくりを行う。
◆関係課窓口での相談・対応の充実を図る。
◆通報先を周知する。

市役所関係課の取り組み

- ◆成年後見制度を周知する。(人権政策課、長寿社会課、福祉課、障がい者支援課、健康対策課、市民生活課)
- ◆家庭児童相談室での相談・対応の充実を図る。(児童家庭課)
- ◆スクールソーシャルワーカーを配置し、相談・支援にあたる。(学校教育課)

(6) 自主防災組織の拡大、^{※1}災害時要援護者等の把握

大きな災害が発生したときは、交通網の寸断などにより消防などの救援活動が遅れることがあります。自主防災組織は災害発生時に、地域住民の避難誘導や救出活動、初期消火などを行い、被害の拡大を防ぐことを目的としています。

米子市には現在、135団体の自主防災組織が結成されていますが、より多くの自治会で整備されるように努める必要があります。

また、普段から体の不自由な人などを把握しておき、いざという時のために備えておく必要があります。

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
自主防災組織の拡大、災害時要援護者等の把握	◎	○	○	○	○	○

【市民】 ◆要援護者情報リスト作成のために情報提供する。
◆自主防災組織に参加する。

【地域組織】 ◆自主防災組織の設立と育成を行う。
◆防災マップづくりを行う。

【事業者】 地域組織の活動に協力する。

【専門機関】 ◆地域組織の活動に協力する。
◆緊急時に対応可能な連絡体制の整備を行う。

【社会福祉協議会】 地域組織が行う防災マップづくりを支援する。

【行政】 **市役所全体の取り組み**
情報提供・情報収集を行う。
市役所関係課の取り組み
◆災害時要援護者避難支援計画策定の総括を行う。(防災安全課)
◆要援護者情報リストを作成する。(防災安全課)
◆自主防災組織の活動に関する支援を行う。(防災安全課)
◆安心安全ネットワークを整備する。(防災安全課)

用語解説

※1 災害時要援護者・・・高齢者や心身に障がいのある人、子どもや妊婦など、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時において適切な防災行動をとることが特に困難な人。

(7) 個人情報の適正な取り扱い

「個人情報の保護に関する法律」が平成17年に施行され、個人情報に関する市民の関心は非常に高まっています。個人の身体状況などは厳重に保護しなければならない個人情報であり、安易に知り得るべきものではありませんが、反面、地域福祉の充実やその効果的な推進のためには、支援を必要とする人の情報を正確に把握することが必要です。

支援に関わる人が対象となる人の個人情報を厳重に守るとともに、必要な個人情報は共有できるように、個人情報の取り扱いについて意見を調整した上で、必要な措置を講じていく必要があります。

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
個人情報の適正な取り扱い	◎	○	○	○	○	○

- 【市民】 必要最小限の範囲内で同意を得られた人からの個人情報を収集し、適正な管理や利用を行う。
- 【地域組織】 個人情報保護法、個人情報保護条例等の法令を遵守し、支援を必要とする本人の同意に基づき、必要最小限の個人情報を収集し、適正な管理や利用を行う。
- 【事業者】 個人情報保護法、個人情報保護条例等の法令を遵守し、支援を必要とする本人の同意に基づき、必要最小限の個人情報を収集し、適正な管理や利用を行う。
- 【専門機関】 個人情報保護法、個人情報保護条例等の法令を遵守し、支援を必要とする本人の同意に基づき、必要最小限の個人情報を収集し、適正な管理や利用を行う。
- 【社会福祉協議会】
 - ◆個人情報保護法、個人情報保護条例等の法令を遵守し、支援を必要とする本人の同意に基づき、必要最小限の個人情報を収集し、適正な管理や利用を行う。
 - ◆行政が個人情報に関し市民や地域組織と意見調整を行う際に協力する。
- 【行政】 市役所全体の取り組み
 - ◆個人情報に関わる市民や地域組織との意見調整を行う。
 - ◆民生委員・児童委員等に対する情報提供の仕組みづくりを検討する。
 - ◆個人情報保護条例を基に、個人情報保護のルールを適正運用する。

◆個人情報やプライバシーの保護に関する相談や苦情に対する適切な対応を行う。

市役所関係課の取り組み

個人情報やプライバシーの保護に関する啓発を実施する。(総務管財課)

(8) 地域安全活動の推進

通学路の安全確保については、地域懇談会の席でも多くの地域で話題としてあがっていましたが。現在米子市では、交通安全指導員、青パト隊、防犯パトロール隊、子どもかけこみ110番の家などによる様々な防犯活動が行われています。これからもこれらの活動を推進していくとともに、地域の防犯意識を高めていく必要があります。

また、治安悪化の一因として、家庭や社会の結びつきが弱くなったことも考えられることから、隣近所で声を掛け合う習慣をつくっていくことも必要です。

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
地域安全活動の推進	○	◎			○	○

【市民】 住民同士があいさつ、声かけをする。

【地域組織】 ◆交通安全指導員、少年指導委員、青少年健全育成推進指導員、青パト隊、防犯パトロール隊などが見守り・巡回・声かけを行う。
◆公民館や学校と連携する。

【事業者】

【専門機関】

【社会福祉協議会】 地域組織の活動を支援する。

【行政】 市役所全体の取り組み
◆地域の活動を支援する。
◆防災安全課（交通安全指導員に関すること）、生涯学習課（少年育成センター、青少年育成米子市民会議、青少年育成会、子ども会に関すること）、人権政策課（社会を明るくする運動に関すること）など関係各課の連携を図る。
◆学校、地域組織との連携を図る。

(9) ボランティア・NPOの育成

ボランティアへの参加希望は、アンケート結果でも明らかなように、非常に高いものがあります。市民がボランティアに参加していくためには、きっかけづくりが必要です。

米子市ボランティアセンターでは、誰でも気軽に参加できるボランティア入門講座やコーディネーターの養成などを行っていますが、アンケート結果では、回答した人の約1割の人しかその存在を知りませんでした。

今後は、ボランティア活動を行って行く上での様々な困りごと等の相談に応じ、ボランティア団体の自立を支援していくことやボランティアネットワークの中心としての機能強化を図るなど、その活動をさらに充実させる必要があります。

また、近年、NPOも様々な分野で活躍する動きが広がっています。地域に根ざしたNPOやボランティアの活動が広まり、多くの市民の参加が得られるよう、さまざまな機会を捉えて地域への働きかけ、組織立ち上げへの支援を行っていきます。

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
ボランティア・NPOの育成	○	○	○	○	◎	○

- 【市民】 ◆ボランティア入門講座等に参加し、開催に協力する。
 ◆ボランティア・NPO同士が情報交換し、連携協力する。
 ◆ボランティア・NPOが地域組織と連携・協力する。
 ◆ボランティア・NPOがボランティアセンターに情報提供する。

- 【地域組織】 ◆ボランティア入門講座等開催に協力する。
 ◆ボランティア・NPOと連携・協力する。
 ◆地域組織間の連携を図る。

- 【事業者】 ボランティア入門講座等開催に協力する。

- 【専門機関】 ◆ボランティア入門講座等開催に協力する。
 ◆ボランティアコーディネーター養成に協力する。
 ◆米子市ボランティアセンターがボランティアネットワークの中心としての機能充実を図る。

- 【社会福祉協議会】 ◆米子市ボランティアセンターを運営する。
 ◆ボランティア入門講座等の充実を図る。
 ◆ボランティア活動を周知する。
 ◆ボランティア立ち上げの際の情報提供、相談を行う。
 ◆ボランティア団体に助成を行う。
 ◆ボランティア・NPO同士をつないでいく。

- ◆ボランティアコーディネーターを養成する。

【 行 政 】

市役所全体の取り組み

- ◆ボランティア活動に関する広報、情報提供の充実を図る。
- ◆地域のボランティアネットワークづくりへの支援を行う。
- ◆研修会、各種養成講座を開催する。

市役所関係課の取り組み

- ◆NPO・ボランティア組織立ち上げへの支援を行う。(福祉課、協働推進課)
- ◆^{※1}福祉有償運送の周知を行う。(障がい者支援課、長寿社会課、総合政策課)
- ◆福祉有償運送運営協議会を開催する。(障がい者支援課)

用語解説

※1 福祉有償運送・・・社会福祉法人やNPO（非営利組織）等が、要介護者や障がい者など、単独で公共交通機関を利用して移動することが困難な人を対象に、有償で行う移動サービス。福祉有償運送の実施にあたっては、市町村などが設置する福祉有償運送運営協議会の承認が必要となる。

(10) マンパワー（高齢者パワー）の活用

高齢者には非常に元気な人が多く、実際にボランティア活動をしている人は60歳代が最も多くなっています。これからの高齢者は、支援を受ける側としてだけでなく、支援をする側としての活躍が期待されます。また、第1次ベビーブーム世代が高齢者に仲間入りしていますが、これらの世代の生きがいとしてもボランティア活動などは重要な位置を占めると考えられます。定年退職をした高齢者が、地域福祉の担い手として、その力を発揮できる環境づくりを推進していく必要があります。

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
マンパワー（高齢者パワー）の活用	○	◎	○		○	○

【市民】 地域活動に積極的に参加する。

【地域組織】 ◆人材発掘のために情報収集を行う。
◆老人クラブが地域活動を実施する。

【事業者】 シルバー人材センターが行政、社会福祉協議会と協力し、登録会員にボランティア活動などに関する情報提供を行う。

【専門機関】

【社会福祉協議会】 ◆ボランティア活動などに関する情報提供を行う。
◆米子市ボランティアセンターにおいてNPO・ボランティアや老人クラブを始めとする各種活動団体のコーディネートを行う。
◆ボランティア活動などに関する情報提供を行う。

【行政】 市役所全体の取り組み
ボランティア活動などに関する情報提供を行う。

(11) コミュニティ・ビジネスの創出支援

今、コミュニティ・ビジネスが全国的な広がりを見せています。コミュニティ・ビジネスとは、地域資源を活かしながら地域課題の解決に「ビジネス」の手法で取り組むもので、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティを活性化するものとして期待されています。

米子市においても、コミュニティ・ビジネスにより、これまでになかったかたちでの地域住民の生活支援の方法が生まれることを目指し、積極的に情報提供に努めていきます。

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
コミュニティ・ビジネスの創出支援	◎	○	○		○	○

【市民】 ◆地域の生活課題について、地域組織や事業者と話し合う。
◆コミュニティ・ビジネスに参画する。

【地域組織】 ◆地域の生活課題について、住民や事業者と話し合う。
◆地区社会福祉協議会が地域ニーズの把握を行う。

【事業者】 ◆地域の生活課題について、住民や地域組織と話し合う。
◆地域での新たなサービスを提案する。

【専門機関】

【社会福祉協議会】 ◆地区社会福祉協議会への支援を行う。
◆地域ニーズの掘り起こしをする。
◆コミュニティ・ビジネスに関する情報提供を行う。

【行政】 市役所関係課の取り組み
コミュニティ・ビジネスに関する情報提供を行う。(商工課、長寿社会課、障がい者支援課、児童家庭課、健康対策課)

(12) 健康づくり活動・生きがい活動の充実

アンケート結果では、日頃の悩みや不安として一番気に掛かっていることは、自分や家族の健康や病気のことでした。地域で暮らすすべての人が、健康でいきいきした生活を送ることができるよう、健康づくり活動や、生きがい活動を充実していく必要があります。

また、健康診査の受診率の向上や生活習慣病予防等の各種保健事業、生活機能低下や認知症の予防等の介護予防事業の充実に努めます。

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
健康づくり活動・生きがい活動の充実	○	○	○	○	○	◎

- 【市民】 ◆積極的に地域の行事に参加する。
◆健康診査を受ける。
◆介護予防教室や集団体操などに参加する。
- 【地域組織】 ◆地域組織間で連携をとる。
◆老人クラブ、食生活改善推進員会、保健推進員会等が地域活動を充実していく。
- 【事業者】 ◆福祉・医療・保健の各機関が健康づくりに関する情報提供を行う。
◆地域組織や専門機関、行政等と協力して事業を実施する。
◆通所系サービスの内容を充実する。
- 【専門機関】 ◆地域包括支援センターが地域と連携する。
◆介護予防教室を実施する。
◆高齢者の総合相談を行う。
- 【社会福祉協議会】 ふれあい・いきいきサロン活動に助成を行う。
- 【行政】 市役所全体の取り組み
◆地域組織と連携をとる。
◆広報等で健康づくりや生きがいづくりに関する情報提供を行う。
市役所関係課の取り組み
◆よなGO集団体操・介護予防地域サポート講座を実施する。(長寿社会課)
◆特定高齢者施策における介護予防事業の充実にを図る。(長寿社会課)
◆各種高齢者福祉サービスの充実にを図る。(長寿社会課)
◆健康診査の受診を勧める。(健康対策課、長寿社会課)

- ◆各種保健事業の充実を図る。(健康対策課)
- ◆^{※1}介護予防の普及に努める。(長寿社会課)
- ◆介護予防教室を実施する。(長寿社会課)
- ◆介護予防システム研究会(ヘルスアップ2015研究会)において介護予防等に関する研究を行う。(福祉政策室)
- ◆生涯学習・生涯スポーツを通じた健康づくりや生きがいを推進する。(生涯学習課、体育課、健康対策課)
- ◆医師会等との連携を図る。(健康対策課、長寿社会課、生涯学習課、体育課、福祉政策室)

用語解説

※1 介護予防・・・高齢者が早期に何らかの介護を必要とする状態になることを防ぐこと。また、介護が必要となった人の状態がそれ以上悪化することを防ぐこと。

(13) 地域の交通手段の確保、要介護者・障がい者・障がい児への外出支援の充実

地域懇談会では、「だんだんバス（市内循環バス）の運行範囲を広げて欲しい」、「心身の障がいによって、バスやJRなどの交通機関が利用できない」、「家族の車で連れて出てもらうしか、外出方法がない」といった交通手段の確保や外出支援に関わる意見が多く出ました。

米子市では、民間事業者による路線バス運行への補助をはじめとし、介護保険サービスにおける介護タクシーの制度、福祉タクシー利用券の交付など、交通手段の確保や外出支援を行っています。

また、平成17年12月には、米子市福祉有償運送運営協議会が新たに設置され、平成18年4月からNPO法人等の有償ボランティアによる福祉有償運送が始まりました。

今後は、福祉有償運送の活用をはじめ、地域住民による支え合いによって生まれる輸送サービスの推進を図っていきます。

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
地域の交通手段の確保、要介護者・障がい者・障がい児への外出支援の充実	○	○	○			◎

- 【市民】 ◆公共交通機関を利用する。
◆事業者や行政に意見を伝える。

- 【地域組織】 ◆公共交通機関を利用し、周知を行う。
◆事業者や行政に意見を伝える。

- 【事業者】 ◆NPO法人等が福祉有償運送を実施する。
◆公共交通機関の充実を図る。

【専門機関】

【社会福祉協議会】

- 【行政】 **市役所全体の取り組み**
◆福祉有償運送の活用を推進する。
◆各種福祉サービスの広報を充実する。
市役所関係課の取り組み
◆福祉有償運送運営協議会を開催する。(障がい者支援課)
◆民間事業者による路線バス運行への補助を行う。(総合政策課)
◆市内巡回バス「だんだんバス」、「どんぐりコロコロ」を含めた路線バス全体のあり方を検討する。(総合政策課)
◆公共交通機関の利用促進を図る。(総合政策課)

(14) 地域における子育て支援の充実

地域懇談会では、「子育ての仕方に悩んでいる母親がいる」、「近所の子どもの母親が上手く地域との関わりを持ってない」、「近所で子どもの泣き声が頻繁に聞こえる」など子育てに関する意見がありました。

米子市では、様々な子育て支援サービスを行っていますが、子育てへの支援は公的サービスだけでは十分ではありません。子どもや子育てをする人が住み慣れた地域で、安心して暮らせるようにしていかなければなりません。そのためには、家族や親戚の協力、近所の人の声かけや見守り、子育てをしている人同士のふれあいなどが非常に重要となります。

今後は、地域において、ボランティアによる交流会や勉強会など子育てに関わる人がふれあえる機会を増やしていけるよう支援していきます。

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
地域における子育て支援の充実	○	○	○	○	○	◎

- 【市民】 ◆ボランティア等が子育てに関する勉強会・交流会等を開催する。
◆子育て・育児講演会などに参加する。
◆住民同士が情報交換する。
◆声かけ、見守りを行う。
◆虐待通報先をあらかじめ確認しておく。
- 【地域組織】 ◆市民と協力し、子育てに関する勉強会・交流会等を開催する。
◆民生委員・児童委員が虐待の発見・通報を行う。
- 【事業者】 医療・教育・福祉機関が、虐待のおそれのある心身状況の異常を発見した時に、関係機関へ連絡する。
- 【専門機関】 ◆子育て支援センターの相談窓口の充実を図る。
◆子育てサークルの支援を行う。
◆^{※1}ファミリーサポートセンターの充実を図る。
- 【社会福祉協議会】 ◆ニーズの掘り起こしを行う。
◆ファミリーサポートセンターを運営する。
- 【行政】 市役所関係課の取り組み
◆各種子育て支援サービスの充実を図る。(児童家庭課)
◆児童文化センターを有効活用する。(生涯学習課)
◆タムタムスクールの充実を図る。(生涯学習課)

- ◆健康診断等の受診を促す。(健康対策課、児童家庭課)
- ◆子育て支援センターの機能強化を図る。(児童家庭課)
- ◆子育てに関わる各種サービスの情報提供を行う。(児童家庭課)
- ◆ようじ学級での遊び支援・相談を実施する。(健康対策課)
- ◆虐待防止施策を推進する。(児童家庭課)
- ◆虐待通報先を周知する。(児童家庭課)
- ◆要保護児童対策地域協議会において関係機関の連携を図る。(児童家庭課)
- ◆家庭児童相談室による相談・対応の充実を図る。(児童家庭課)
- ◆知的障害児通園施設において療育相談・外来療育支援を充実する。(児童家庭課)
- ◆ファミリーサポートセンター運営により相談・支援の充実を図る。(商工課)

用語解説

※1 ファミリーサポートセンター・・・地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。

(15) 市役所職員の意識改革、地域活動の促進、地域の情報収集

新米子市総合計画では、「みんなのための市役所」という項目を掲げ、市民に信頼されるように様々な取り組みを進めています。

地域福祉推進にあたっては、「困りごとを抱えている人や支援を必要とする人がどのような状況にあるかを知る」ということが、まず第一歩となります。「状況を知り」、「どのようにしていけば状況が改善するかを考え」、「実際に行動する」ことが大変重要となります。

今後は、地域住民や地域組織の取り組みに先立ち、市役所職員一人一人が地域福祉に関する意識を一層高めるための職員研修を実施します。

また、地域福祉の向上を目指し、地域の情報収集・活用に積極的に取り組んでいきます。

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
市役所職員の意識改革、地域活動の促進、地域の情報収集	○	○		○		◎

【市民】 市役所職員が住民として積極的に地域活動に参加する。

【地域組織】 市役所の運営や市役所職員に関する意見を行政に伝える。

【事業者】

【専門機関】 市役所や運営や市役所職員に対する意見を行政に伝える。

【社会福祉協議会】

【行政】 **市役所全体の取り組み**

- ◆職員が地域の情報収集を行う。
- ◆情報の適切な活用、迅速な対応を行なう。
- ◆関係各課の連携強化を図る。

市役所関係課の取り組み

- ◆職員の意識改革のための研修を行う。(職員課)

2 暮らしを支えるサービスの充実

(1) 相談窓口の充実

米子市には、高齢者のための相談機関である「^{※1}地域包括支援センター」、障がい者・障がい児のための相談機関である「^{※2}障がい者地域生活支援センター」、子育てに関する相談機関である「^{※3}子育て支援センター」や家庭児童相談室、消費者問題などの相談機関である「消費生活センター」などさまざまな相談窓口があります。今後も、相談員のレベルアップ等、身近な相談機関の整備・充実を図るとともに、相談窓口の連携を一層強化し、利用者に対し適切な対応ができるよう努めます。

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
相談窓口の充実		○	○	○	○	◎

【 市 民 】

【地 域 組 織】 ◆地域の相談窓口を把握する。
◆相談機関と連絡を取り合う。

【事 業 者】 ◆医療・保健・福祉のそれぞれの施設、機関の相談機能のレベルアップを図る
◆相談等を充実していくための内部研修を行う。
◆他の事業所や専門機関と連携を図る。

【専 門 機 関】 ◆地域包括支援センター、障がい者地域生活支援センター、子育て支援センター等が職員のレベルアップを図る。
◆他分野の機関同士が連携を図る。
◆定期的に情報交換会を開催する。

【社会福祉協議会】 ◆窓口での対応を充実する。
◆他機関との連携、情報交換を図る。

【 行 政 】 市役所全体の取り組み
◆相談窓口での対応を充実する。
◆相談窓口を周知する。
◆必要に応じ地域での相談窓口につなぐ。
◆関係各課が情報を共有し、連携を図る。

用語解説

- ※1 地域包括支援センター・・・公正・中立な立場から、地域における高齢者の総合相談・支援や必要なサービスの利用調整などを行う機関。米子市では、市内に7箇所で設置されている。

- ※2 障がい者地域生活支援センター・・・障がいのある人が地域で安心して生活していくために、生活支援専門員が必要となる各種サービス利用等のため、相談支援・調整などを行う機関。

- ※3 子育て支援センター・・・子育て家庭等に対する育児不安等についての相談、子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とした機関。

(2) サービス情報の提供の充実

アンケート結果では、「情報を得る上で役立っているもの」、「充実すべき情報提供方法」において、市の広報「よなご」がトップにあげられています。このことは、広報「よなご」の重要性を示すものですが、紙面が限られていることから、掲載すべき情報の厳選、分かりやすい構成など、紙面の充実に努めます。

また、同じく充実すべき情報提供方法であげられているものに、「市のパンフレット」、「インターネット」、「地域での講習会・説明会」等が挙げられています。年齢によって情報収集の方法に差異があることから、多様な媒体を介して情報提供の充実に努めます。

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
サービス情報の提供の充実	○	○	○	○	○	◎

【市民】

- ◆広報を読む。
- ◆行政、社会福祉協議会に意見を伝える。

【地域組織】

- ◆行政、社会福祉協議会に意見を伝える。
- ◆行政が市民や地域組織の意見集約を行う際に協力する。

【事業者】

- ◆行政、社会福祉協議会に意見を伝える。
- ◆情報提供の方法を見直しする。

【専門機関】

- ◆行政、社会福祉協議会に意見を伝える。
- ◆情報提供の方法を見直しする。

【社会福祉協議会】

- ◆広報の内容を見直しする。
- ◆行政に意見を伝える。
- ◆行政が市民や地域組織の意見集約を行う際に協力する。
- ◆情報提供の方法を見直しする。

【行政】

市役所全体の取り組み

- ◆広報の内容を見直しする。
- ◆ケーブルテレビ・インターネットなど多様な媒体での情報提供を検討する。
- ◆パンフレットを配布する。
- ◆ふれあい説明会等の説明会を開催する。
- ◆市民や地域組織の意見集約を行う。

市役所関係課の取り組み

- ◆広報の構成・配布方法・設置場所の見直しする。(秘書広報課)

(3) 各活動団体への支援

本市には、老人クラブ、身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、精神障がい者家族会、母子会などの各活動団体があり、日頃から会員同士の交流、生きがいつくり、情報交換などの活動を行っています。

近年では、会員の団体離れや障がいの多様化などによって別の団体を結成するといった新たな傾向が見られます。高齢者や障がいのある人などが各活動団体に参加しやすいよう、活動のPRなど情報提供の充実を図ります。

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
各活動団体への支援	○	○	○	○	◎	○

【市民】 会員やその家族との交流を行う。

【地域組織】 各活動団体間の交流を行う。

【事業者】 活動を活性化するための情報提供の充実を図る。

【専門機関】 活動を活性化するための情報提供の充実を図る。

【社会福祉協議会】 ◆活動を活性化するための情報提供の充実を図る。
◆活動のPRを行う。
◆各活動団体のネットワークづくりを支援する。

【行政】 市役所全体の取り組み
活動を活性化するための情報提供の充実を図る。

(4) 社会福祉協議会の基盤強化

地域福祉活動の中心的な役割を担う^{※1}米子市社会福祉協議会は、その機能をさらに充実・強化するとともに、組織力やノウハウを活かし、地域福祉を推進していくことが期待されます。

アンケート結果では、米子市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会の事業内容が十分に知られていないことが明らかになりました。

今後は、事業内容等の周知を図るとともに、組織体制や事業の内容・方向性の検討、地域福祉の推進に力を注ぐことが必要です。

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
社会福祉協議会の基盤強化	○	○	○	○	◎	○

【市民】 米子市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の会員として参加する。

【地域組織】 ◆事業内容等の周知を図る。
◆地区社会福祉協議会が組織体制や事業の内容・方向性について検討する。

【事業者】 米子市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会との連携を図る。

【専門機関】 米子市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会との連携を図る。

【社会福祉協議会】 ◆事業内容等の周知を図る。
◆組織体制や事業の内容・方向性について検討する。
◆独自事業を実施する。
◆経営基盤の強化を図る。
◆地区社会福祉協議会への支援・助言を行う。
◆地域福祉の推進を図る。

【行政】 市役所全体の取り組み
基盤強化のための財源的援助を適切に行う。

用語解説

※1 米子市社会福祉協議会・・・社会福祉法において、地域福祉を推進する中核的な役割を担う団体として位置づけられた組織。米子市において、行政や関係機関等と連携して、地域福祉活動の推進、ボランティアの育成、福祉教育の推進などを行っている。

(5) 権利擁護事業の充実

①地域福祉権利擁護事業の推進

米子市社会福祉協議会において、判断能力の十分でない認知症高齢者、知的障がい者や精神障がい者の福祉サービス手続きの代行、利用料支払い等の日常的な金銭管理などを行う地域福祉権利擁護事業が行われています。この事業は、利用者の増加に伴い対応に遅れがあるため、組織体制を強化していく必要があります。

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
地域権利擁護事業の推進	○	○	○	○	◎	○

【市民】 制度を理解する。

【地域組織】 ◆地域福祉権利擁護事業に関する研修を行う。
◆制度を周知する。

【事業者】 福祉、医療、保健各機関が地域福祉権利擁護事業に関する研修を行う。

【専門機関】 ◆地域福祉権利擁護事業に関する研修を行う。
◆制度を周知する。

【社会福祉協議会】 ◆地域福祉権利擁護事業を実施する。
◆制度を周知する。
◆増加する利用者に対応するための体制整備を行う。

【行政】 市役所関係課の取り組み
制度を周知する。(長寿社会課、福祉課、障がい者支援課、児童家庭課、健康対策課、市民生活課、人権政策課)

※¹
②成年後見制度の普及

成年後見制度は、それまでの禁治産制度に代わり、より個人の権利擁護を重視したものとして平成12年に施行されました。その利用者は、年々増加していますが、周知が十分にできていません。引き続き制度の周知に努めるとともに、申立てをすることができない認知症高齢者などについては、市長による申し立ても実施していきます。

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
成年後見制度の普及	○	○	○	○	○	◎

【市民】 制度を理解する。

【地域組織】 ◆成年後見制度に関する研修を行う。
◆制度を周知する。

【事業者】 ◆福祉、医療、保健各機関が成年後見制度に関する研修を行う。
◆弁護士会等がネットワークの充実を図る。

【専門機関】 ◆成年後見制度に関する研修を行う。
◆制度を周知する。

【社会福祉協議会】 ◆成年後見制度に関する研修を行う。
◆制度を周知する。

【行政】 **市役所関係課の取り組み**
◆制度を周知する。(人権政策課、長寿社会課、福祉課、障がい者支援課、健康対策課、市民生活課)
◆相談窓口での説明を充実する。(人権政策課、長寿社会課、福祉課、障がい者支援課、健康対策課、市民生活課)
◆弁護士会等との連携を図る。(人権政策課、長寿社会課、福祉課、障がい者支援課、健康対策課、市民生活課)
◆市長による申立てを行う。(人権政策課、長寿社会課、福祉課、障がい者支援課、健康対策課、市民生活課)

用語解説

※1 成年後見制度・・・認知症高齢者、知的・精神障がい者などの判断能力が十分でない人の保護を成年後見人等が行う制度。

(6) サービス提供事業者の連携

福祉サービスを利用する場合は、様々な事業者からサービスの提供を受けることができます。これらの事業者が利用者の情報を共有し、緊密な連携を図ることが、適切なサービスの提供に繋がります。そのためには、サービスの種類を越えた事業者連絡会の開催など、普段から事業者間の連携体制を整えておく必要があります。

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
サービス提供事業者の連携	○	○	◎	○	○	○

【市民】 利用に関する意見を事業者、専門機関、行政に伝える。

【地域組織】 利用に関する意見を事業者、専門機関、行政に伝える。

【事業者】 ◆サービス担当者会議を開催する。
◆事業者同士の連携を図る。
◆他分野の機関との連携を図る。

【専門機関】 ◆専門機関同士の連携を図る。
◆他分野の機関との連携を図る。
◆事業者との連携を図る。

【社会福祉協議会】 必要に応じ、事業者の連絡会に出席する。

【行政】 市役所関係課の取り組み
◆各種連絡会に出席し、状況把握を行う。(長寿社会課、福祉課、障がい者支援課、健康対策課、市民生活課)
◆他分野にまたがる事業者や専門機関が連絡会等を行う際のコーディネートを行う。(長寿社会課、福祉課、障がい者支援課、健康対策課、市民生活課)

(7) サービス提供事業者情報の提供

福祉サービス利用者が自ら事業者を選択できるよう、事業者情報の提供に努めます。介護保険事業については、第三者評価や情報開示の一部義務化が図られていますが、これらの情報を入手しやすくする仕組みを検討するとともに、その他のサービス事業所についても、^{※1}第三者評価制度や^{※2}オンブズパーソン制度等を積極的に導入し、情報開示をしていくよう働きかけます。

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
サービス提供事業者情報の提供	○	○	○	○	○	◎

【市民】 第三者評価制度などの仕組みの立ち上げと充実を要求していく。

【地域組織】 第三者評価制度などの仕組みの立ち上げと充実を要求していく。

【事業者】 情報を開示する。

【専門機関】 情報を開示する。

【社会福祉協議会】 情報を開示する。

【行政】 **市役所関係課の取り組み**

◆第三者評価、オンブズパーソン制度の導入推進を図る。(長寿社会課、障がい者支援課、児童家庭課)

◆情報収集、情報提供を行う。(長寿社会課、障がい者支援課、児童家庭課)

用語解説

※1 第三者評価制度・・・事業者の提供するサービスの質などを当事者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する制度。

※2 オンブズパーソン制度・・・市民の権利や利益を擁護し、また行政を監視して、行政の改善を図ることにより、開かれた行政を推進し、市民の意向が的確に反映された市民本位の行政運営に役立てることを目的とした制度。

(8) ケアマネジメントの充実

米子市では、介護保険サービスや障害者自立支援法に基づくサービスなど、生活をしていく上で何らかの介護や介助を必要とする人を支援するためのサービスを行っています。これらのサービスの利用について重要となるのが、居宅介護支援事業者等が行うケアマネジメントです。

ケアマネジメントとは、利用者の身体状況等を把握し、その人が地域で生活していく上での目標や計画を立て支援することをさします。利用者の身体状況や生活環境、家庭状況などに合わせ、必要最小限のサービスを組み、自立生活を支援していくもので、その人の生活に様々な影響を与えます。

また、利用者に対し、必要以上のサービスを提供することは、その人の身体状況や生活に悪い影響を与える場合もあります。

今後は、ケアマネジメントの充実によるサービスの質の向上を図っていきます。

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
ケアマネジメントの充実	○	○	○	○	○	◎

【市民】 利用者が事業者、専門機関、行政に意見を伝える。

【地域組織】 事業者、専門機関、行政に意見を伝える。

【事業者】 ◆各福祉サービス提供事業者、プラン作成者が適正なケアマネジメントに努める。
◆研修会、勉強会を実施する。

【専門機関】 ◆各福祉サービス提供事業者、プラン作成者が適正なケアマネジメントに努める。
◆研修会、勉強会を実施する。

【社会福祉協議会】 利用者の意見を聞き、行政につなげる。

【行政】 市役所関係課の取り組み
◆ケアマネジメントを行う事業者、専門機関への指導・助言を行う。
(長寿社会課、障がい者支援課)
◆事業者や専門機関向けの研修会、勉強会を実施する。
(長寿社会課、障がい者支援課)

(9) 高齢者・障がい者・女性の就労支援、雇用促進

高齢者や障がい者の生活支援を考える上で重要となるのが、「就労」・「雇用」の視点です。「働くこと」は人が自己実現を果たしていく上で鍵となります。「働くこと」によって、日常生活における喜び・生きがい・充実感、地域社会での居場所などを得ることができ、同時に実際に生活していく糧となります。

また、子育てや介護のために、常時の労働が困難な女性などについては、生活環境に合わせた就労が可能となることが望まれます。

今後は、啓発活動の実施、企業への働きかけ等を行いながら就労支援や雇用促進を図っていきます。

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
高齢者・障がい者・女性の就労支援、雇用促進	○	○	○	○	○	◎

【市民】 行政や専門機関、事業者に意見を伝える。

【地域組織】 行政や専門機関、事業者に意見を伝える。

【事業者】 身体障がい者等の法定雇用率を遵守し、積極的に雇用する。

【専門機関】 ◆ファミリーサポートセンターの充実を図る。
◆障がい者地域生活支援センターの充実を図る。

【社会福祉協議会】 ◆ニーズの掘り起こしを行う。
◆ファミリーサポートセンターを運営する。

【行政】 **市役所関係課の取り組み**
◆啓発活動を実施する。(商工課、障がい者支援課)
◆シルバー人材センターの運営支援を行う。(商工課)
◆ファミリーサポートセンター運営による相談・支援の充実を図る。(商工課)
◆企業への働きかけを行う。(商工課、障がい者支援課)
◆高齢者の就労支援を行う。(商工課)
◆障がい者の就労支援を行う。(商工課、障がい者支援課)
◆女性の就労支援を行う。(商工課)
◆男女共同参画の推進・体制整備を行う。(男女共同参画推進課)
◆身体障がい者等の法定雇用率を遵守し、積極的に雇用を図る。(職員課)

(10) バリアフリーのまちづくりの推進

バリアフリーのまちづくりとは、住民が生活する上での様々なバリア（障壁）をなくしていこうとするものです。そのバリア（障壁）には、物理的障壁、制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁があります。それぞれの障壁をなくしていくための、まちづくりが求められています。

障壁のない社会の実現に向けて、行政、民間事業者、市民がそれぞれ責務を果たしながら、協力し合い、バリアフリーのまちづくりを推進します。

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
バリアフリーのまちづくりの推進	○	○	○	○	○	◎

【市民】 障がいなどに関する正しい理解と認識を深める。

【地域組織】 地域での様々なバリア（障壁）を把握する。

【事業者】 障がいなどに関する正しい知識を広める。

【専門機関】 障がいなどに関する正しい知識を広める。

【社会福祉協議会】 ◆地域でのバリア（障壁）をなくしていくための住民や地域組織への支援を行う。
◆障がいなどに関する正しい知識を広めるための啓発活動を実施する。

【行政】 **市役所全体の取り組み**
◆障がいなどに関する正しい知識を広めるための啓発活動を実施する。
◆公的サービスによる支援を行う。
◆点字・手話通訳・要約筆記等による情報提供を行う。

市役所関係課の取り組み

◆公共施設（公共建築物、公共交通、道路、公園等）のバリアフリー化の推進を図る。
（建築物所管部署、維持管理課、土木課、総合政策課）
◆公共的施設の整備を行う民間事業者に対する指導、助言等を行う。
（建築指導課、維持管理課、土木課、都市計画課）

◆^{※1}心のバリアフリー・人権教育の推進を図る。（人権政策課）

- ◆就職・入学試験や資格制度等における受験機会の均等化を図る。
(障がい者支援課、商工課)
- ◆公営住宅における身体障がい者向け住宅の確保等の支援を行う。
(障がい者支援課)

用語解説

※1 心のバリアフリー・・・高齢の方や障がいのある方などへの理解を深め、思いやりのある心で自分から進んで行動ができるような「気持ちづくり」であり、誰もがみんなできること、そして取り組まなければならない大切なこと。

(1 1) 困難事例に対応するための基盤整備

福祉分野において、介護保険制度や障害者自立支援法に基づくサービスなどの公的サービスや専門機関による支援では、対応が困難な事例が見受けられます。

高齢者関係では、重度認知症、障がい者・障がい児関係では、精神障がい、重症の引きこもりなどの事例が存在します。

また、上記のほか、独居、援助拒否、虐待、経済困難、介護放棄、家族あるいは介護者に精神障がいなどの障がいがある、といった状況における支援については、更にきめ細かい対応が必要となります。

さらに、高次脳機能障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、自閉症、統合失調症、うつ病、神経症、ダウン症など近年研究の進んできている障がいも存在し、今後、これらの障がいのある人が生活していく上での基盤整備に努めます。

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
困難事例に対応するための基盤整備	○	○	○	○	○	◎

- 【市民】 ◆障がいなどに関する理解を深める。
◆ボランティア・NPOが当事者やその家族の支援を行う。
- 【地域組織】 ◆障がいなどに関する理解を深める。
◆住民の勉強会を行う。
- 【事業者】 ◆障がいなどに関する正しい知識を広める。
◆公的サービスの質の向上を図る。
◆専門機関との連携を図る。
◆困難事例に対応できる人材を育成する。
- 【専門機関】 ◆地域包括支援センター、障がい者地域生活支援センター、子育て支援センター等の機能充実を図る。
◆各専門機関の連携、事業所との連携を図る。
◆職員のレベルアップを図る。
◆障がいなどに関する正しい知識を広める。
◆困難事例に対応できる人材を育成する。
- 【社会福祉協議会】 ◆障がいなどについて住民や地域組織が認識を深めていくための支援を行う。
◆ボランティア・NPOとの連携を図る。
◆困難事例に対応できる人材を育成する。

【 行 政 】

市役所関係課の取り組み

- ◆公的サービスによる支援を行う。(障がい者支援課、長寿社会課、児童家庭課)
- ◆地域での勉強会等への支援を行う。(障がい者支援課、長寿社会課、児童家庭課)
- ◆家族会等への支援を行う。(障がい者支援課、長寿社会課、児童家庭課)
- ◆困難事例に対応できる人材を育成する。(障がい者支援課、長寿社会課、児童家庭課)
- ◆事業者・専門機関・ボランティア・NPOなどの合同勉強会・情報交換会を開催する。(障がい者支援課、長寿社会課、児童家庭課)
- ◆必要時に機能するネットワークづくりを行う。(障がい者支援課、長寿社会課、児童家庭課)
- ◆医師会等との連携を図る。(障がい者支援課、長寿社会課、児童家庭課)
- ◆保健師等専門職が必要に応じ訪問する。(障がい者支援課、長寿社会課)
- ◆知的障害児通園施設において療育相談・外来療育支援を充実する。(児童家庭課)

(12) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における福祉サービスの体制整備

「高齢者保健福祉計画」は、従来の老人福祉法、老人保健法に基づく計画であり、介護保険の事業やそれ以外の高齢者保健福祉事業を含めた、米子市の高齢者に対する保健福祉事業全般にわたるサービスの供給体制の確保に関する計画です。

これに対し、「介護保険事業計画」は、平成9年12月に制定された介護保険法に基づく計画であり、市の区域内における要介護者等の人数、介護保険の給付対象となるサービスの利用意向等を勘案したサービス種類ごとの量の見込みやその見込み量の確保のための方策等を定める介護保険事業運営の基となる計画です。

両計画では、介護保険対象となるサービスに関する事項が共通し、また、計画に位置付けられた事業について連携して実施する必要があることから、米子市では、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定しました。

今後は、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう自立支援を図ることを念頭に、本計画に基づき、「心身の健康増進」、「認知症高齢者対策の推進」、「寝たきり予防の推進」等の施策を実施します。

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における福祉サービスの体制整備	○	○	○	○	○	◎

- 【市民】 ◆制度を理解する。
◆制度やサービスを良くしていくための発言とサポートを行う。

- 【地域組織】 ◆制度を理解する。
◆制度やサービスを良くしていくための発言とサポートを行う。

- 【事業者】 ◆自己点検、自己評価を行う。
◆行政との連携を図る。
◆利用者の声を聞いて活かす。
◆市民や地域組織によるサポートを活用する。

- 【専門機関】 ◆地域包括支援センターが自己点検、自己評価を図る。
◆行政との連携を図る。
◆市民や地域組織によるサポートを活用する。

- 【社会福祉協議会】 ◆市民、地域組織の意見を聞き、行政へつなぐ。
◆市民や地域組織によるサポートを活用する。

- 【行政】 市役所関係課の取り組み
◆サービス提供者への指導・監督及び公的サービスの体制整備を図

る。(長寿社会課、健康対策課)

- ◆地域ケア体制の確立への取り組みを行う。(長寿社会課、健康対策課)
- ◆NPOなどインフォーマルサービス提供者との連携を図る。(長寿社会課、健康対策課)
- ◆市民や地域組織によるサポートを活用する。(長寿社会課、健康対策課)
- ◆医師会等との連携を図る。(長寿社会課、健康対策課)

(13) 障がい者計画における福祉サービスの体制整備

「障がい者計画」は、平成5年12月に制定された障害者基本法に位置付けられた計画であり、障がい者施策全般に関する基本的な考え方や方向性を明らかにする計画です。

また、「障がい福祉計画」は、障害者自立支援法に位置付けられた計画であり、障がい福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策などを示すもので、米子市における障がい福祉サービスの計画的な基盤整備を図るための計画です。

米子市では、障がい者計画と障がい福祉計画を一体のものとして策定し、障がい者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう自立支援を図ることを念頭に、障がい者に関わる福祉サービスの質・量の確保やサービス基盤づくりをはじめとした体制整備を進めます。

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
障がい者計画における福祉サービスの体制整備	○	○	○	○	○	◎

- 【市民】 ◆制度を理解する。
◆制度やサービスを良くしていくための発言とサポートを行う。

- 【地域組織】 ◆制度を理解する。
◆制度やサービスを良くしていくための発言とサポートを行う。

- 【事業者】 ◆自己点検、自己評価を行う。
◆行政との連携を図る。
◆利用者の声を聞いて活かす。
◆市民や地域組織によるサポートを活用する。

- 【専門機関】 ◆障がい者地域生活支援センターが自己点検、自己評価を図る。
◆行政との連携を図る。
◆市民や地域組織によるサポートを活用する。

- 【社会福祉協議会】 ◆市民、地域組織の意見を聞き、行政へつなぐ。
◆市民や地域組織によるサポートを活用する。

- 【行政】 **市役所関係課の取り組み**
◆サービス提供者への指導・監督及び公的サービスの体制整備を図る（障がい者支援課）
◆地域ケア体制の確立への取り組みを行う。（障がい者支援課）
◆NPOなどインフォーマルサービス提供者との連携を図る。（障がい者支援課）
◆市民や地域組織によるサポートを活用する。（障がい者支援課）

(14) 次世代育成支援行動計画における福祉サービスの体制整備

「次世代育成支援行動計画」は、平成15年7月に制定された次世代育成支援対策推進法に基づく計画であり、10年間の集中的・計画的な取り組みを示す行動計画です。

米子市では、少子化が進行し、子育て環境の整備や児童の健全育成が求められる中で、「米子市児童育成計画」「米子市母子保健計画」などを策定してきました。

今後は、これまでの児童育成計画や母子保健計画の成果を踏まえ、次代を担う子どもを健やかに育てるため、本計画に基づき、「母子の健康の確保及び増進」、「教育環境の整備」、「職業生活と家庭生活との両立支援」等の施策を実施します。

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
次世代育成支援行動計画における福祉サービスの体制整備	○	○	○	○	○	◎

- 【市民】 ◆制度を理解する。
◆制度やサービスを良くしていくための発言とサポートを行う。

- 【地域組織】 ◆制度を理解する。
◆制度やサービスを良くしていくための発言とサポートを行う。

- 【事業者】 ◆自己点検、自己評価を行う。
◆行政との連携を図る。
◆利用者の声を聞いて活かす。
◆市民や地域組織によるサポートを活用する。

- 【専門機関】 ◆子育て支援センターが自己点検、自己評価を図る。
◆行政との連携を図る。
◆市民や地域組織によるサポートを活用する。

- 【社会福祉協議会】 ◆市民、地域組織の意見を聞き、行政へつなぐ。
◆市民や地域組織によるサポートを活用する。

- 【行政】 **市役所関係課の取り組み**
◆サービス提供者への指導・監督及び公的サービスの体制整備を図る。(児童家庭課)
◆地域ケア体制の確立への取り組みを行う。(児童家庭課)
◆NPOなどインフォーマルサービス提供者との連携を図る。(児童家庭課)
◆市民や地域組織によるサポートを活用する。(児童家庭課)

3 愛着のもてる地域づくり

(1) 福祉教育の推進^{※1}

地域福祉を推進するためには、地域住民の理解と行動が大切です。このため、学校教育や社会教育の場において、福祉教育を推進し、助け合い・支え合いを大切にする福祉の心を育んでいく必要があります。

①生涯学習^{※2}の中での福祉教育の推進

地域活動の多くが、公民館の区域を単位として行われています。子ども会、老人クラブなどは、ほとんどが自治会単位となっており、つながりを持って活動しています。

これらの地域組織の活動において、地域で生活する障がい者や高齢者と交流するなど、住民の福祉への関心を高め、福祉意識を醸成していくためのきっかけづくりが必要です。

また、各公民館では、公民館大学を始めとして様々な活動が行われています。このような場においても、地域福祉に関する講座などを充実していくことで、住民が地域の生活課題に気付き、自分たちの力で解決策を模索していこうとするような市民性を育んでいくことが大切です。

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
生涯学習の中での福祉教育の推進	○	◎	○	○	○	○

- 【市民】 ◆地域福祉への理解を深める。
◆地域懇談会等に参加する。
◆住民主体の勉強会、交流会を開催する。
- 【地域組織】 ◆福祉教育について地域組織間で一緒に取り組む。
◆地域組織で地域の福祉を考える場を持つ。
◆子ども会、青少年育成会等と協力し、地域の大人や子ども、高齢者、障がい者などが共に語り合える場を持つ。
- 【事業者】 ◆市民や地域組織に地域福祉に関する正しい知識を伝える。
◆講師派遣の協力を行う。
◆施設見学への協力を行う。
- 【専門機関】 ◆市民や地域組織に地域福祉に関する正しい知識を伝える。
◆講師派遣の協力を行う。
◆施設見学への協力を行う。
- 【社会福祉協議会】 ◆市民、地域組織に対して様々な機会でも地域福祉に関する啓発に努

める。

◆福祉教育活動の推進を図る。

【 行 政 】

市役所全体の取り組み

◆市民、地域組織に対して様々な機会地域福祉に関する啓発に努める。

◆福祉教育を広めるためのシンポジウム・ワークショップ、地域懇談会等を開催する。

市役所関係課の取り組み

◆社会福祉大会の充実を図る。(長寿社会課)

◆「福祉の集い」の充実を図る。(障がい者支援課)

◆人権教育の推進を図る。(人権政策課)

◆環境教育の推進を図る。(環境政策課)

◆健康教育の推進を図る。(健康対策課、長寿社会課、体育課)

◆公民館の講座等で福祉教育をテーマにした学習を推進する。(生涯学習課)

用語解説

※1 福祉教育・・・すべての人を個人として尊重し、思いやりの心を持って接する態度を育て、助け合い、共に生きていける人間の育成を目指す教育。

※2 生涯学習・・・一人一人が自由に、自らテーマを選び、自分に合った手段・方法によって、年齢に関係なく生涯にわたり、必要なことや興味関心のあることを学んでいくこと。

②学校教育との連携

小中学校においては、「^{※1}総合的な学習の時間」等を利用して、地域の理解や福祉施設などとの交流などを行っています。今後も、これらの活動を継続するとともに、地域でのボランティア活動への参加や福祉活動をしている人の話を聞く機会を設けるなど福祉に対する理解を深める教育をしていく必要があります。

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
学校教育との連携	○	○			○	◎

【市民】 地域住民が参加できる小中学校などの行事に積極的に参加する。

【地域組織】 ◆地域住民が参加できる小中学校などの行事に積極的に参加する。
◆PTAが小中学校などで行う福祉教育に協力する。

【事業者】

【専門機関】

【社会福祉協議会】 ◆小中学校などへ福祉教育に関する情報提供を行う。
◆ボランティア活動・福祉活動を小中学校・地域組織と連携し実施する。

【行政】 **市役所関係課の取り組み**
◆教育現場での人権教育・環境教育・健康教育の推進を図る。(学校教育課)
◆総合的な学習の時間等を利用した取り組みなど、市内小中学校・市立養護学校が福祉教育を推進していく上での助言・支援を行う。(学校教育課)
◆市内小中学校・市立養護学校による地域組織への協力体制の強化を図る。(学校教育課)

用語解説

※1 総合的な学習の時間・・・小・中学校においては平成14年度から、高等学校においては平成15年度から本格的に実施された教育課程の新しい制度。各学校が地域や学校の実態に応じて創意工夫して特色ある教育活動を展開する時間。

(2) 地域の交流の場の充実

地域ではさまざまな行事が企画され、実行されています。しかし、参加者が固定していたり、若い人の参加が少ないなどの報告が地域懇談会でも出されました。地域の行事はご近所の顔を知る良い機会であり、地域の連帯感を醸成する場にもなることから、幅広い年齢層が参加できるようにしたり、家族連れで参加できる企画をたてるなど、地域行事を活性化していく必要があります。

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
地域の交流の場の充実	◎	○				○

【市民】 地域の行事に主体的に関わる。

【地域組織】 地域の行事等をなるべく多くの人に関わってもらい開催する。

【事業者】

【専門機関】

【社会福祉協議会】

【行政】 市役所全体の取り組み
地域行事に協力する。

(3) 住民参加のまちづくり

地域福祉を推進していく上で、重要な視点として「住民の主体的な参画」が挙げられます。「自分たちの住む地域は、自分たちで創っていく」という考え方は、地域づくりを進める上で、欠くことができません。

地域福祉に関わる取り組みが住民によって主体的に行われなければ、住み慣れた地域を良くしていくために本当に必要なことが地域住民には浸透せず、また、継続的に取り組みを進めていくことは難しいと言えます。

今後は、住民等主催で行う交流会や勉強会、講話や視察・見学などを取り入れた催しなどの開催を支援し、同時に住民の主体性が養われるようコーディネートしていきます。

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
住民参加のまちづくり	◎	○	○	○	○	○

- 【市民】 ◆まちづくりに参加し、自らの知恵や経験を活かす。
 ◆NPOやボランティアが地域福祉に関する交流会、勉強会等の開催を行う。
 ◆NPOやボランティアが地域福祉に関する講話・視察・見学などを取り入れた催しを開催する。

- 【地域組織】 ◆地域のニーズを把握する。
 ◆ボランティア等が開催する交流会、勉強会等に協力する。

- 【事業者】 市民などが行う施設見学等への協力を行う。

- 【専門機関】 米子市ボランティアセンターの充実を図る。

- 【社会福祉協議会】 ◆ボランティア活動の促進を図る。
 ◆講師等派遣の協力を行う。
 ◆ボランティア等が開催する交流会、勉強会等に協力する。
 ◆ボランティア等が交流会、勉強会を開催する際のコーディネートを行う。
 ◆ボランティア活動に関する情報提供を行う。

- 【行政】 **市役所全体の取り組み**
 ◆住民参加の促進を図る。
 ◆ふれあい説明会を開催する。
 ◆ホームページ等での意見募集を行う。
 ◆米子市が開催する会議等の傍聴の機会を設ける。

- ◆講師等派遣の協力を行う。
- ◆ボランティア等が開催する交流会、勉強会等に協力する。
- ◆ボランティア等が交流会、勉強会を開催する際のコーディネートを行う。
- ◆会場提供の協力を行う。
- ◆ボランティア活動に関する情報提供を行う。

(4) 地域の活動拠点づくり

アンケート結果では、「地域の人たちが協力して取り組むことが必要なこと」として、一番多く回答があったものが、「地域住民同士の交流・拠点づくり」でした。地域の人々がふれあう場、高齢者の居場所、地域福祉活動の場としての地域活動拠点づくりを促進する必要があります。

現在米子市には、27公民館と2分館があり、さまざまな生涯学習活動の拠点となっています。公民館の運営については、公民館運営審議会においてそのあり方が審議されるほか、各公民館の公民館運営協議会(委員会)において運営方針が決定されています。今後も、地域福祉活動の拠点の一つとして、より一層活用できるよう柔軟な運営をしていくことが必要です。

また、地域福祉活動を活発にしていくためには、地域住民の身近なところに活動拠点を整備していく必要があります。集会所、既存施設や空き店舗などを活用するなど、地域住民の運営による拠点づくりを支援します。

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
地域の活動拠点づくり	○	○			○	◎

- 【市民】 ◆積極的に公民館での行事に参加
◆ボランティア・NPOによる公民館との情報共有、連携・協力
- 【地域組織】 公民館、集会所、既存施設や空き店舗の有効活用を考える
- 【事業者】
- 【専門機関】
- 【社会福祉協議会】 ◆公民館と連携し情報発信
◆地域福祉や地域住民の主体的活動を推進するためのコーディネーターを派遣する。
- 【行政】 市役所全体の取り組み
公民館を地域の活動拠点として位置付ける。
市役所関係課の取り組み
公民館運営協議会(委員会)との連携を図る。(生涯学習課)

(5) 地域福祉活動の担い手づくり

アンケート結果では、回答した人の半数以上が、ボランティア活動に参加したいという希望を持っていることが明らかになりました。地域福祉活動を推進していくためには、現在行っている活動の活性化だけではなく、新たな担い手づくりが大切です。今後、地域福祉活動に携わりたい人に対するきっかけづくりや活動を引っ張っていくリーダーを発掘したり、養成することが必要です。

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
地域福祉活動の担い手づくり	○	○			◎	○

【市民】 ボランティア活動に積極的に取り組む。

【地域組織】 地区社会福祉協議会が各事業、活動、行事へ参加の呼びかけを行う。

【事業者】

【専門機関】

【社会福祉協議会】 ◆人材発掘を行う。
◆リーダー養成を行う。
◆地区社会福祉協議会への助言、支援を行う。

【行政】 市役所全体の取り組み
◆各種ボランティア養成講座を開催する。
◆地域福祉活動に関する情報提供・啓発活動を行う。
◆関係各課の連携を図る。

(6) ^{※1}地区別地域福祉活動計画策定の推進

地域には、福祉課題をはじめとした様々な生活課題が存在し、地域懇談会では次のようなものが困りごととして挙げられました。

高齢者や障がい者については、通院・買い物時の移動手段の確保、ごみ出し・分別が困難な人への支援、認知症高齢者への支援、悪徳商法への対応など、児童や青少年に関しては、登下校時の防犯対策、子どもの健全育成に欠かせない遊び場の確保など、地域での環境面に関しては、ごみのぼい捨て、不法投棄、他地区からの持込の問題、自然環境の消失・様々な公害の発生などが生活課題として挙げられました。

本市には、27の地区社会福祉協議会がありますが、それぞれの地区ごとに上記のような福祉課題や生活課題が存在します。これを踏まえ、地区社会福祉協議会が中心となり、それぞれの地区ごとに地域住民の手による地域のための福祉活動計画を策定したり、地域の^{※2}福祉マップをつくっていくことを推進します。これにより、支え合いやボランティア活動を活発にし、地域住民の福祉意識を高めていきます。

地区ごとの福祉活動計画の策定を通して、より多くの住民が地域での困りごとや福祉課題を把握し、自分のこととして捉え、様々な機会の中で、その解決に向けた取り組みを考え、実行していくことが重要です。

項目	役割分担と協働体制					
	市民	地域組織	事業者	専門機関	社会福祉協議会	行政
地区別福祉活動計画策定の推進	○	◎	○	○	○	○

【市民】 ◆地区別福祉活動計画の策定に参加する。
◆福祉マップづくりに参加する。

【地域組織】 ◆地区社会福祉協議会を中心に地域の生活課題の把握、解決策の検討などを行い、地区別福祉活動計画を策定する。
◆福祉マップづくりを行う。

【事業者】 地域組織と連携し、地域の課題を共有する。

【専門機関】 地域組織との連携し、地域の課題を共有する。

【社会福祉協議会】 ◆地区社会福祉協議会の支援を行う。
◆地域福祉や地域住民の主体的活動を推進するためのコーディネートを行う。

【行政】 市役所全体の取り組み

- ◆情報提供する。
- ◆会場提供の協力を行う。
- ◆公民館を拠点とした取り組みを支援する。
- ◆地域での福祉課題や生活課題を解決していくため、市民や地域組織への協力・支援を行う。

用語解説

- ※1 地区別地域福祉活動計画・・・地域住民が主体となって作成する地域における福祉のまちづくり計画。
- ※2 福祉マップ・・・地域の中でより多くの福祉サービスなどの情報を得られるよう、身近な人材や福祉施設、生活関連施設などについてまとめたもので、住民の支え合いの視点でつくる地域の地図。

第2節 重点項目

ここでは、基本計画に基づいた実践的・具体的な活動の中で、特に重点的に取り組んでいく項目を示します。

1 地区版地域福祉活動計画策定の推進

住民自らが、その地域での課題やその解決方法を話し合い、実践できる具体的な活動などを明らかにした地区版地域福祉活動計画の策定を推進する。そして、計画策定の過程を通じて、住民主体の地域福祉活動への意識づくり・地域の福祉向上を目指す。

主な関連する基本計画

1－(2)	地域組織の活性化	・・・P15
1－(2)－⑤	地域組織の連携	・・・P19
1－(3)	地域ネットワークの構築	・・・P20
3－(6)	地区別地域福祉活動計画策定の推進	・・・P65

数値目標

指標名	地区版地域福祉活動計画の策定地区数
現状値	1地区（平成21年3月26日現在）
目標値	8地区

2 ^{※1} 支え合いマップづくりの普及

自治会や町内会で、支え合いマップを作成することにより、地域を見直し、そこから地域の生活課題の発見や解決につなげるためにマップづくりの手法を学ぶ講習会を実施し、住民意識の啓発を図る。

主な関連する基本計画

1－(2)	地域組織の活性化	・・・P15
1－(6)	自主防災組織の拡大、災害時要援護者等の把握	・・・P24
3－(6)	地区別地域福祉活動計画策定の推進	・・・P65

数値目標

指標名	講習会等で関わった地区数・自治会数
現状値	13地区（31自治会）（平成20年10月28日現在）
目標値	27地区（420自治会）

用語解説

※1 支え合いマップ・・・単に要支援者と公的な福祉施設・サービスの利用状況だけでなく、周辺住民との関わり合いや、ここへ行けば誰々が集まっており様子がわかるといったインフォーマルな部分も地図に落とし込んだもので、地域の助け合いを掘り起こし、地域内のニーズや課題を発見し解決できる地域の協力体制作りの見直しにつながると考えられる。

資料編

第1章 米子市の現状

第1節 基本情報

1 総人口

米子市の人口は、平成17年国勢調査によると149,575人となっています。全国的には平成17年から人口の減少が始まりましたが、本市の人口推計（コーホートセンサス変化率法）によると、平成22年（2010年）には、150,600人となり、その後減少に転じることが予想され、平成27年（2015年）には、150,500人と推計されています。

コーホートセンサス変化率法

コーホート法とは、一定期間に出生した集団（コーホート）に着目し、5歳別や1歳別に、その時間的变化（5年後や1年後の人口の変化）を、将来も一定であると仮定し、推計する人口推計方法です。センサス変化率法は、コーホート法の一つで、時間的变化の中に、出生、転出・転入、死亡が含まれている推計方法です。

人口の将来推計

(単位：人)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数	147,837	149,575	150,600	150,500
男	70,372	71,037	71,500	71,400
女	77,465	78,538	79,100	79,100

2 年齢別人口

将来における年齢3区分人口は、平成22年には、若年者人口22,100人（14.7%）、生産年齢人口94,000人（62.4%）、高齢者人口34,500人（22.9%）と推計されています。平成27年では、高齢者人口はさらに伸びると予想されています。

将来推計人口の年齢階層別割合

(単位：%)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
若年者人口	15.6	14.9	14.7	14.8
生産年齢人口	65.0	64.0	62.4	59.7
高齢者人口	19.4	21.2	22.9	25.5

*若年者人口 0～14歳人口

*生産年齢人口 15～64歳人口

*高齢者人口 65歳以上人口

年齢階層別校区別人口（平成20年4月1日現在）

（単位：人）

校区	若年者人口	生産年齢人口	高齢者人口	合計
啓成	759	4,237	2,146	7,142
明道	551	2,863	1,347	4,761
就将	1,080	4,616	1,577	7,273
義方	1,335	6,766	2,772	10,873
住吉	1,825	7,109	2,333	11,267
加茂	1,450	5,790	1,695	8,935
河崎	794	3,211	1,171	5,176
車尾	1,228	4,048	1,116	6,392
福生東	1,100	4,407	1,494	7,001
福生西	631	2,900	1,120	4,651
福米東	1,518	6,433	1,734	9,685
福米西	1,359	4,630	1,148	7,137
彦名	685	3,203	1,081	4,969
崎津	523	2,166	891	3,580
大篠津	265	1,314	635	2,214
和田	348	1,797	792	2,937
富益	685	3,069	1,012	4,766
夜見	722	3,066	1,092	4,880
成実	568	2,795	1,289	4,652
五千石	436	1,984	885	3,305
尚徳	222	1,159	491	1,872
永江	547	2,200	583	3,330
春日	280	1,381	672	2,333
巖	596	2,099	734	3,429
大高	476	2,196	789	3,461
県	602	2,604	643	3,849
淀江	1,188	5,688	2,407	9,283
合計	21,773	93,731	33,649	149,153

3 世帯数の将来推計

将来の世帯数は、平成17年度の55,441世帯から平成27年度には8.9%増えて、約60,400世帯になると推計されています。これは、人口増と世帯人数減によるものです。核家族化や単身世帯の増加がさらに進んで、一世帯あたりの人数は平成17年度の2.70人から平成27年度には2.49人へと減少すると見込まれています。

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯数	49,985	55,441	57,500	60,400
1世帯あたり人口	2.78	2.70	2.62	2.49

4 要介護高齢者に係る実績

米子市の高齢者人口は、平成20年9月1日現在で、およそ33,900人となっていますが、この内、およそ6,400人が介護保険の要介護認定を受けています。

要介護認定者数の実績（年度末）

（単位：人）

区 分	要支援		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
	1	2						
平成15年	980		1,757	923	685	695	774	5,814
平成16年	1,041		1,710	961	690	708	755	5,865
平成17年	1,070		1,824	982	765	697	774	6,112
平成18年	922	847	913	1,190	900	729	813	6,314
平成19年	819	979	706	1,236	1,010	757	858	6,365

介護保険サービス利用者数の実績

区 分	要支援		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
	1	2						
平成15年	576		1,383	765	597	616	684	4,621
平成16年	710		1,423	866	626	624	686	4,935
平成17年	768		1,504	865	664	605	650	5,056
平成18年	610	600	836	1,127	880	693	738	5,484
平成19年	550	743	631	1,164	985	746	758	5,577

5 障がいのある人

米子市に居住する障がいのある人の人数は、それぞれの手帳所持者数で見ると、平成19年度では、身体障がい者手帳所持者5,471人、療育手帳所持者943人、精神障がい者保健福祉手帳所持者860人となっています。

（単位：人）

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
身体障がい者手帳	4,863	4,768	5,039	5,277	5,471
療育手帳	691	742	775	894	943
精神障がい者保健福祉手帳	475	552	681	715	860

6 生活保護受給者

生活保護を受給している世帯数と人数は、近年の経済不況を反映し年々増加にあります。

(各年度の平均)

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
世帯数	948	977	946	982	1,059
人数	1,298	1,313	1,281	1,293	1,419

7 児童手当受給者

家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上に資することを目的として、児童を養育している方に手当を支給しています。

対象児童について、平成 15 年度までは就学前児童でしたが、平成 16 年度に小学校 3 年生までに、平成 18 年度からは小学校終了前までに拡大され増加しています。

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
受給者数	5,428	6,932	7,469	8,992	10,534
児童数	7,541	10,642	11,205	14,556	14,649

(毎年度 2 月 28 日現在)

第2節 地域における各種活動団体

1 社会福祉協議会

米子市社会福祉協議会は、社会福祉法に規定された「地域福祉の推進を図ることを目的」とする団体です。社会福祉協議会の主な事業としては、広報活動、地域福祉組織活動の育成、しあわせと生きがいを高める福祉活動、在宅福祉支援活動などがあります。

*地区社会福祉協議会

米子市では、公民館単位で地区社会福祉協議会が設置され、ふれあい・いきいきサロンや敬老会、訪問見守りサービスなどを実施しています。各地区では、自治会、地区社会福祉協議会、公民館が一体となった活動となっています。

2 民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う人たちであり、民生委員法によってその職務等が定められています。また、民生委員は、児童福祉法により児童委員も兼ねることになっています。主任児童委員は、その中でも主に児童の問題について対応を行う人です。

本市全体で、民生委員・児童委員は323人、うち54人が主任児童委員となっています。

中学校区別の民生委員・児童委員は次のとおりです。

中学校区	人数	校区	人数	校区	人数
東山	37(4)	福生	23(4)	尚徳	30(8)
湊山	35(4)	福米	27(4)	箕蚊屋	30(8)
後藤ヶ丘	49(4)	弓ヶ浜	24(6)	淀江	22(2)
加茂	26(4)	美保	20(6)		

() は、主任児童委員の数

3 在宅福祉員

米子市社会福祉協議会では、自治会ごとに在宅福祉員を配置し、一人暮らしの高齢者を支える活動として、友愛訪問、給食サービスに取り組んでいます。

中学校区	人数	校区	人数	校区	人数
東山	79	福生	54	尚徳	119
湊山	68	福米	69	箕蚊屋	72
後藤ヶ丘	95	弓ヶ浜	70	淀江	57
加茂	74	美保	78	計	835

4 自治会

自治会は、地縁（住む土地による結びつき）により住民が自主的に作った団体、又は法人化された団体で、市のある区域にお住まいの世帯を中心に、事業所などが加わって構成されています。この構成員が負担する会費によって自治会が運営され、いろいろな事業が行われています。

自治会は、地域住民のコミュニケーションづくりを図り、明るく住みよいまちづくりを目指し、また、市民生活にかかわりの深い市の行政に対し、住民の声を反映させるとともに、地域住民と行政とのパイプ役としても積極的に活動しています。

現在米子市には、420の自治会があります。また、そのうち法人化された自治会は61あり、全体の自治会数に対しての割合は14.5%となっています。

5 自主防災組織

大規模な災害が発生した場合、災害発生初期において消防など防災関係機関による防災活動が混乱することが考えられます。地域の皆さんが相互に助け合って被害の防止、軽減などを行うことが必要になってきます。その必要性から「自分たちの地域は自分たちで守る」という自主的な意識に基づいて結成された組織を自主防災組織といいます。米子市には、現在135の自主防災組織があります。

6 ボランティア団体

米子市のボランティア団体の数は、次の表のとおりです。（合併前、淀江地区にはボランティアセンター・ボランティア協議会がなかったため、団体数等は把握できていません。）

米子市福祉ボランティアセンターに登録している団体数・人数

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
ボランティアグループ数	76	96	80	92	103
人数	3,770	3,925	3,669	4,010	4,099
個人ボランティア人数	137	148	157	169	190
合計人数	3,907	4,073	3,826	4,179	4,289

米子市ボランティア協議会に加入している団体数

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
グループ数	26	26	26	26	26

7 NPO法人

NPOは、Non-Profit Organizationという英語の略称で、日本語では「民間非営利組織」となります。法人格を持つNPO（NPO法人）は、正式には「特定非営利活動法人」と呼ばれています。つまり、営利を目的とする株式会社や有限会社などと異なり、非営利で自発的な社会活動を継続して行う法人のことを指します。

現在一般的に使われているNPOとは、民間の非営利団体、その中でも市民が主体となり、世の中のためになる活動（社会貢献活動）を行っている団体を指しています。

現在米子市には、46のNPOがあり、保健・医療・福祉分野、まちづくり、子どもの健全育成などさまざまな分野で活動しています。

8 身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等の各活動団体

米子市には、身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、精神障がい者家族会、母子会などの活動団体があり、日ごろから当事者同士の交流、生きがいつくり、情報交換などの活

動を行っています。

9 老人クラブ

おおむね60歳以上の方々に組織する老人クラブは、教養の向上、健康の増進、ボランティア活動等を目的として、さまざまな活動を行っています。現在、市内に100以上のクラブが結成され、活動を行っています。

第2章 地域福祉推進活動状況

1 米子市の現状から見える課題

米子市のこれからの地域福祉を考えていく上で、現状と課題の把握は大変重要です。第1期地域福祉計画の策定に際し、市民を対象に行ったアンケート結果、中学校区ごとに開催した地域懇談会での住民の意見、地域福祉計画策定ボランティア会議での公募市民の意見などを基に、米子市の現状とそこから見える課題を把握しました。

ここでは、地域福祉を推進していく上での主な課題を挙げます。

(1) 地域の組織や活動について

- 地域での様々な活動が知られていない、参加したいが情報がない
- 地区社会福祉協議会の活動が知られていない、組織が十分に機能していない
- 自治会加入者が年々減少している、近所づきあいの希薄化が進んでいる
- 地域組織における役員の兼務、なり手がいない
- 地域組織間が十分に連携できていない
- 災害時に援護を必要とする人がどこにいるか分からない
- 虐待等は発見しにくい、発見してもどうしていいか分からない、虐待等が起こる前に相談する場所がない
- 困っている人を助けたくても、プライバシーの問題があり、その人の生活に踏み込めない
- どこに困っている人がいるか分からない
- 行政や民生委員から困っている人の情報を得ることができない
- ボランティアセンターがあることが知られていない、ボランティアセンターからの情報が伝わっていない
- 民生委員・児童委員や在宅福祉員の役割が十分に果たされていないことがある
- 高齢者、障がい者、女性の就労機会や就労の場が少ない

(2) 相談窓口や情報、福祉サービスについて

- 困りごとを相談できる場が少ない、相談窓口があることを知らない
- 本当に困っている人は相談場所に行かない、行けない
- 広報が配られない人がいる、広報が分かりにくいいため情報が十分に伝わらない
- 社会福祉協議会の事業内容が十分に知られていない、組織が機能していない
- 市、米子市社会福祉協議会において地域福祉を推進させる取り組みや体制が不十分である
- 権利擁護事業について、周知が十分にできていない、現在の支援体制では今後増加していく利用者に対応できない
- 多分野にわたる定期的なサービス提供事業者の連絡会等がない、連携が十分にとれていないため、困難な事例に対応しきれない
- バリアフリーのまちづくりのための取り組みが十分でない

(3) 地域づくりや人づくり、地域福祉推進について

- 自分のこと以外は関心がない、どうでも良いと考える人が増加しているため地域の福祉が向上しない

- 学校での福祉教育の時間が十分に取れていない
- 家庭で福祉教育が十分に出来ていない
- 地域の催しの参加者が固定化している、若い人の参加がすくないため、各世代が一つになれない
- 高齢者の居場所、集う場所がない、公民館があるが遠くて行けない
- 公民館は生涯学習の施設という捉え方が強く、地域活動の拠点としての体制づくりが進まない
- 地域福祉活動の推進の担い手がない、地域福祉活動への参加のきっかけがない
- 地域福祉活動を引っ張っていくリーダーがない
- 地域福祉を推進していくための仕組みがよく分からない

2 第1期計画策定後の推進活動状況(概要)

(1) 庁内への啓発活動・情報提供

平成19年3月 米子市地域福祉計画を庁内LANに掲載した。

平成19年11月15日～16日

職員研修会の開催(1日2回、計4回参加者290名)

テーマ「米子市地域福祉計画研修会 地域づくりは人づくり」

内容 地域福祉の説明及びグループ討議(地域における課題、解決策)

平成20年5月14日

職員への啓発・情報提供として「地域福祉推進だより No1」の庁内LAN掲載

平成20年6月20日 「地域福祉推進だより No2」の庁内LAN掲載

平成20年8月1日 「地域福祉推進だより No3」の庁内LAN掲載

平成20年8月26日 「地域福祉推進だより No4」の庁内LAN掲載

平成20年11月14日～15日

職員研修会の開催(1日2回、計4回)

テーマ「高齢者の人権と地域福祉」

内容 講演及びグループ討議

平成20年12月8日 「地域福祉推進だより No5」の庁内LAN掲載

平成21年2月6日 「地域福祉推進だより No6」の庁内LAN掲載

(2) 市民・地域への啓発活動、説明会等

平成19年3月 米子市地域福祉計画を米子市ホームページに掲載した。

平成19年4月

米子市地域福祉計画及び米子市地域福祉活動計画ダイジェスト版の全戸配布。

点字版・録音版の作成配布。

平成19年10月15日

第40回米子市社会福祉大会で啓発活動を行なった。

内容 ・地域福祉活動実践の発表 「加茂地区社会福祉協議会の取組」

・講演会の開催 テーマ「住民主体の地域福祉活動について」

龍谷大学地域福祉学科 筒井教授

(参加者約300名)

平成19年10月～11月

市内29個所の公民館祭・文化祭で手作りの啓発ポスターを掲示した。

平成19年12月16日

いきいきGo!Go!フェスタで啓発活動を行なった。

内容 地域福祉学習会として講演会の開催

テーマ「誰もがいきいきと暮らせる地域づくりをめざして」

美作大学生生活科学部 小坂田教授

(参加者約100名)

平成20年5月23日

住吉地区「災害時一人も見逃さない運動の会」にて地域福祉及び住民の支え合いマップづくりについて説明した。

(参加者約100名)

平成20年6月17日

第1回「住民の支え合いマップづくり講習会」の開催

内容 講演会の開催

テーマ「マップづくりの重要性、支え合いマップとは何か」

住民流福祉総合研究所 木原所長

(参加者約 120 名)

平成 20 年 7 月 4 日

ふれあい・いきいきサロン世話人交流会の開催

内容 ワークショップ(テーマ「サロンの抱える課題をわかちあおう」)を実施して、各サロン相互の連携・情報交換のきっかけづくりとした。

(参加者 52 名)

平成 20 年 8 月 19 日

第 2 回「住民の支え合いマップづくり講習会」の開催

内容 演習課題を基にマップを作成した上で、支えあいを深める方法等につき意見交換を行った。

(参加者 31 自治会、61 名)

平成 20 年 10 月～11 月

市内 29 個所の公民館祭・文化祭で手作りの啓発ポスターを掲示した。

平成 20 年 10 月 28 日

第 3 回「住民の支え合いマップづくり講習会」の開催

(参加者 31 自治会、73 名)

平成 20 年 10 月 20 日

第 41 回米子市社会福祉大会での啓発活動

内容 ・地域福祉活動実践の発表

「福米東ボランティアセンター ゆうあいの郷の取組」

・講演会の開催

テーマ「地域福祉をすすめる 3 つの場出会い・協働・協議」

同志社大学社会学部 永田専任講師

(3) 米子市地域福祉計画策定委員会の関係

平成 19 年 9 月 27 日

平成 19 年度第 1 回米子市地域福祉計画策定委員会の開催

内容 米子市地域福祉計画の各課取組状況と今後の進捗管理について

平成 19 年 10 月 19 日

地域福祉計画策定委員会勉強会の実施

内容 認知症の人と家族の会、高次脳機能障害者家族会、精神障害者家族会の活動状況につき意見交換を行なった。

(委員出席者 4 名)

平成 20 年 7 月 27 日

平成 20 年度第 1 回米子市地域福祉計画策定委員会の開催

内容 米子市地域福祉計画の取組状況について

次期米子市地域福祉計画の策定について

平成 20 年 10 月 26 日

平成 20 年度第 2 回米子市地域福祉計画策定委員会の開催

内容 次期米子市地域福祉計画の策定について

平成 21 年 1 月 25 日

平成 20 年度第 3 回米子市地域福祉計画策定委員会の開催

内容 次期米子市地域福祉計画の策定について

(4) 地区版地域福祉活動計画策定の活動

平成 19 年度以降、地区版地域福祉活動計画策の策定に向けて各推進モデル地区において地域福祉推進委員会等が、延べ 30 回開催された。

平成 19 年度モデル地区 崎津、加茂、啓成、尚徳の 4 地区

平成 20 年度モデル地区 夜見、成実、福米東、就将を加えた 8 地区

第3章 地域福祉計画策定委員会資料

1 地域福祉計画策定委員会委員名簿

(順不同)

所 属 等	氏 名
高松大学発達科学部	井上 英晴
鳥取短期大学幼児教育学科	久山 かおる
公募による委員	浜田 妙子
公募による委員	吹野 理恵子
公募による委員	木村 定雄
公募による委員	野島 慶明
鳥取県西部医師会	宝意 規嗣
米子市老人クラブ連合会	今岡 祐一
米子身体障害者福祉協会	黒田 正勝
米子市手をつなぐ育成会	植村 ゆかり
特定非営利活動法人精神障害者家族会すけっと	井上 徹
元知的障害児通園施設あかしや園長	池田 千鶴枝
特定非営利活動法人 交通弱者を支える会	谷本 栄
米子市ボランティア協議会	小磯 保弘
米子市自治連合会	中原 修治
米子市公民館連絡協議会	松山 禮三
米子市民生児童委員協議会	八幡 廣子
鳥取県西部西部総合事務所福祉保健局	大城 陽子
米子市地区社会福祉協議会長連絡会	福井 徳明
米子市社会福祉協議会	森林 政弘

2 地域福祉計画策定委員会設置要綱

米子市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における地域福祉（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第1条に規定する地域福祉をいう。）の推進を図るため、米子市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、社会福祉法第107条の規定により策定する米子市地域福祉計画について検討し、その結果を案として取りまとめ、市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1)学識経験を有する者
- (2)保健又は福祉に関係する団体を代表する者
- (3)福祉サービス事業者を代表する者
- (4)前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、委員に委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下この条及び次条において「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第7条 委員会は、特定の事項について検討をさせるため、必要に応じ、分科会を設けることができる。

2 分科会に所属すべき委員は、委員長が指名する。

3 分科会に分科会長及び副分科会長1人を置き、当該分科会に所属する委員の互選によ

り定める。

- 4 分科会長は、分科会において協議した結果を委員長に報告しなければならない。
- 5 第4条第2項及び第3項の規定は分科会長及び副分科会長について、前2条（第5条第2項を除く。）の規定は分科会の会議について準用する。この場合において、同条第1項中「委員長」とあるのは、「分科会長」と読み替えるものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成17年6月28日から施行する。

（任期の特例）

- 2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成20年3月31日までとする。

第4章 用語説明

用語	説明
あ行	
青パト隊 (掲載ページ: p 27)	青色回転灯を装備した車両「青パト」で巡回する、住民などによる防犯パトロール隊。
悪徳商法 (掲載ページ: p 65)	キャッチセールス、架空請求、振り込め詐欺など、主に高齢者を狙った悪質な訪問販売等の総称。
安心安全ネットワーク (掲載ページ: p 24)	住民パワーを活かした防犯・防災活動等に幅広く対応すべく、地域住民がインターネットや携帯電話等を活用して、地域の安心・安全情報を共有できるシステム。
うつ病 (掲載ページ: p 51)	「気分が憂うつだ」「落ち込んでいる」などの抑うつ状態をもたらす代表的な病気。青年期、更年期、初老期、老年期など、人生の節目や身体機能の変化が起きやすい世代によく見られる。
NPO (掲載ページ: p 51、p 52、p 54、p 55、p 56、p 61、p 63)	教育、文化、医療、福祉、国際協力など、様々な社会的活動を行う非営利・非政府の民間組織。
エンパワーメント (掲載ページ: p 4)	支援を必要とする人が、抑圧されている要因に気づき、その状況を変革していく方法や自信、自己決定力を回復・強化できるように援助すること。
オンブズパーソン制度 (掲載ページ: p 46※2)	市民の権利や利益を擁護し、また行政を監視して、行政の改善を図ることにより、開かれた行政を推進し、市民の意向が的確に反映された市民本位の行政運営に役立てることを目的とした制度。
か行	
介護保険制度 (掲載ページ: p 51)	これまで主に家族が担ってきた認知症や寝たきりなどで介護が必要な高齢者について、社会保険の仕組みによって社会全体で支える制度。
介護予防 (掲載ページ: p 32、p 33※1)	高齢者が、早期に何らかの介護を必要とする状態になることを防ぐこと。また、介護が必要となった人の状態がそれ以上悪化することを防ぐこと。
介護予防教室 (掲載ページ: p 32、p 33)	高齢者が何らかの介護を必要とする状態になることを防ぐため、市町村や地域包括支援センターなどが、介護予防のために必要な知識や運動などを広める教室。
介護予防研究会(ヘルスアップ2015研究会) (掲載ページ: p 33)	米子市の介護予防施策等の現状と課題を踏まえ、団塊の世代が高齢者となる2015年を想定し、米子市のあるべき介護予防事業等を研究するために設置された研究機関。
介護予防地域サポート講座 (掲載ページ: p 32)	主に介護予防を目的とし、高齢者が活発に活動するための支援を行う人を養成する講座。

<p>学習障がい（LD） （掲載ページ：p 51）</p>	<p>基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、又は、推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。</p>
<p>家庭児童相談室 （掲載ページ：p 23、p 36、p 38）</p>	<p>家庭児童相談室は、福祉事務所に設置されており、子どもの虐待や、成長発達などの家庭の様々な問題の相談に応じている。</p>
<p>環境教育 （掲載ページ：p 58、p 59）</p>	<p>地球温暖化や自然破壊など環境問題の深刻な現状を踏まえて、企業活動が環境にどのような影響を与えているか、環境を保全していくためには、職場や地域、家庭がどんな取り組みをすべきかなどを考えるために行われる教育。</p>
<p>給食サービス （掲載ページ：p 14、p 17）</p>	<p>食事を調理することが困難になられた在宅でお暮らしの高齢者の方などへ、在宅福祉員などにより栄養のバランスのとれた食事をお宅へ届けるとともに、安否の確認を行う。</p>
<p>協働 （掲載ページ：p 7、p 13）</p>	<p>行政、市民、事業者をはじめ地域に関わる全ての主体が、対等で公開された関係の中で、互いの立場や特性を理解しながら、共通の目標を目指して共に行動していく営み。</p>
<p>ケアマネジメント （掲載ページ：p 4※2、p 11、p 47）</p>	<p>利用者の生活課題（ニーズ）と社会資源とを調整、あるいは結びつけることにより、地域での生活を継続的に支援していくこと。</p>
<p>健康教育 （掲載ページ：p 58、p 59）</p>	<p>喫煙、薬物依存、アルコール中毒など、健康に好ましくない悪癖、習慣、中毒、依存の予防から、偏見、ストレス、誤解などコミュニケーションから心の健康に至るまでの指導、教育を包含したものをいう。もともとは病気の予防や健康維持、増進、適度の運動、周産期女性の保健指導などから、近年は、高齢者の健康や若年者の引きこもり、ストレス、対人関係での不適應などまで含めて考えるようになってきた。不登校の引きこもり児童への関わりなども、保健学分野では、地域児童精神保健といい、その一部として定着してきた。</p>
<p>権利擁護事業 （掲載ページ：p 11、p 43、p 75）</p>	<p>高齢者や障がい者の方々が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、福祉サービスの利用などに関わる相談や援助を行い、生活を支援する事業。成年後見制度に関する事業や米子市社会福祉協議会が行う地域福祉権利擁護事業などがこれにあたる。</p>
<p>高次脳機能障がい （掲載ページ：p 51）</p>	<p>脳の損傷によって、記憶力、集中力が低下するほか、怒りっぽくなる、欲求を抑えることが難しくなる、相手の気持ちを思いやることができなくなるなどの症状が出て、生活に支障を来す。</p>
<p>交通安全指導員 （掲載ページ：p 27）</p>	<p>地域の道路交通の安全保持及び安全運動の推進をし、通学時の児童等の安全通行の保護・指導などを行う人。</p>

<p>高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</p> <p>(掲載ページ: p 11、p 53)</p>	<p>「高齢者保健福祉計画」は、従来の老人福祉法、老人保健法に基づく計画で、介護保険の事業やそれ以外の高齢者保健福祉事業を含めた、米子市の高齢者に対する保健福祉事業全般にわたるサービスの供給体制の確保に関する計画である。</p> <p>「介護保険事業計画」は、平成9年12月に制定された介護保険法に基づく計画で、市の区域内における要介護者等の人数、介護保険の給付対象となるサービスの利用意向等を勘案したサービス種類ごとの量の見込みやその見込み量の確保のための方策等を定める介護保険事業運営の基となる計画である。</p>
<p>心のバリアフリー</p> <p>(掲載ページ: p 49※1)</p>	<p>高齢の方や障がいのある方などへの理解を深め、思いやりのある心で自分から進んで行動ができるような「気持ちづくり」であり、誰もがみんなできること、そして取り組まなければならない大切なこと。</p>
<p>子育て支援センター</p> <p>(掲載ページ: p 13、p 35、p 36、p 38※3、p 51)</p>	<p>子育て家庭等に対する育児不安等についての相談、子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とした機関。</p>
<p>子ども会</p> <p>(掲載ページ: p 13、p 19、p 20、p 27、p 57)</p>	<p>子どもたちの心身すこやかな成長を促進する会員、育成者、指導者によって構成されている。</p>
<p>子どもかけこみ110番の家</p> <p>(掲載ページ: p 27)</p>	<p>地域の協力家庭が「子ども110番の家」の旗などを掲げ、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時に、駆け込み、助けを求めることにより、子どもたちを犯罪から守り、被害を防ごうとするもの。</p>
<p>コミュニティ・ビジネス</p> <p>(掲載ページ: p 5、p 11、p 31)</p>	<p>地域の労働力、知識、技術などを地域内に存在する経営資源を用いて、地域住民が主体となって自発的に地域の問題に取り組み、ビジネスとして成立させていく事業活動。</p>
<p>コミュニティワーク</p> <p>(掲載ページ: p 4)</p>	<p>地域を組織化する技術であり、住民の主体性・連帯性を強化するための重要な技術である。</p>
<p>困難事例</p> <p>(掲載ページ: p 11、p 51、p 52)</p>	<p>対応などが困難な事例。</p>
さ行	
<p>災害時要援護者</p> <p>(掲載ページ: p 10、p 24※1)</p>	<p>高齢者や心身に障がいのある人、子どもや妊婦など、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時において適切な防災行動をとることが特に困難な人。</p>
<p>在宅福祉員</p> <p>(掲載ページ: p 14、p 17、p 72、p 75)</p>	<p>高齢の方・心身に障がいのある方などが日常生活の負担を軽くして、住み慣れた地域で暮らせるよう、家事などの援助サービスを行う協力員。</p>

<p>支え合いマップ (掲載ページ: p 67※1)</p>	<p>単に要支援者と公的な福祉施設・サービスの利用状況だけでなく、周辺住民との関わり合いや、ここへ行けば誰々が集まっており様子がわかるといったインフォーマルな部分も地図に落とし込んだもので、地域の助け合いを掘り起こし、地域内のニーズや課題を発見し解決できる地域の協力体制作りの見直しにつながると考えられる。</p>
<p>障がい者計画・障がい福祉計画 (掲載ページ: p 7、p 11、p 55)</p>	<p>「障がい者計画」は、平成5年12月に制定された障害者基本法に位置付けられた計画で、障がい者施策全般に関する基本的な考え方や方向性を明らかにする計画である。</p> <p>「障がい福祉計画」は、障害者自立支援法に位置付けられた計画で、障がい福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策などを示すもので、米子市における障がい福祉サービスの計画的な基盤整備を図るための計画である。</p>
<p>障がい者地域生活支援センター (掲載ページ: p 13、p 38※2、p 48、p 51、p 55)</p>	<p>障がいのある人が地域で安心して生活していくために、生活支援専門員が必要となる各種サービス利用等のため、相談支援・調整などを行う機関。</p>
<p>支援費制度 (掲載ページ: p 11)</p>	<p>障がい者福祉サービスにおいて、利用者がサービス事業者と直接契約し、費用の支払いは市町村が行う制度。</p>
<p>自主防災組織 (掲載ページ: p 24)</p>	<p>自主防災組織は、自発的に自分の町、自分たちの隣人を守り合うための組織。</p>
<p>自助—互助—共助—公助 (掲載ページ: p 3※2、p 13)</p>	<p>(1) 自助…市民(住民)一人一人(あるいはその家族)ができること。</p> <p>(2) 互助…市民(住民)同士が協力し合えば(組織的に共同して)できること。</p> <p>(3) 共助…市民(住民)や市民(住民)組織と行政や専門機関等が協力し合えばできること。</p> <p>(4) 公助…行政や専門機関がすべきこと。</p>
<p>次世代育成支援行動計画 (掲載ページ: p 7、p 9、p 11、p 56)</p>	<p>次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的に策定する自治体の計画。</p>
<p>自閉症 (掲載ページ: p 51)</p>	<p>生まれつき脳の機能に何らかの障がいがある発達障がいの一つだと言われている。人や物と変わった関わり方をしたり、大人や同年代の子どもとのコミュニケーションがうまくとれなかったり、興味や関心が非常に偏っていて、同じことを繰り返したがる特徴がある。</p>
<p>社会資源 (掲載ページ: p 20)</p>	<p>人々の生活の諸要求や、問題解決の目的に使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的、人的資源の総称。</p>

<p>社会福祉基礎構造改革 (掲載ページ： p 1、 p 11)</p>	<p>昭和26年の社会福祉事業法制定以来大きな改正の行われていなかった社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉需要に対応するため、見直しを行ったもの。</p>
<p>社会福祉法 (掲載ページ： p 1、 p 3、 p 4)</p>	<p>社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（地域福祉）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。社会福祉事業法を改正、名称を変更して平成12年（2000）に公布。</p>
<p>社会を明るくする運動 (掲載ページ： p 27)</p>	<p>すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築いていこうとする運動であり、強調月間である7月に全国的に展開される。</p>
<p>主任児童委員 (掲載ページ： p 13、 p 14、 p 16)</p>	<p>主任児童委員は、地域において児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員。</p>
<p>生涯学習 (掲載ページ： p 33、 p 57※2、 p 63)</p>	<p>一人ひとりが自由に、自らテーマを選び、自分に合った手段・方法によって、年齢に関係なく生涯にわたり、必要なことや興味関心のあることを学んでいくこと。</p>
<p>少子高齢化 (掲載ページ： p 2※1)</p>	<p>高齢者の増加により総人口に占める高齢者人口の比率（高齢率）が高まっていくことと若年層人口の減少が同時並行的に進んでいる現象をあわせて少子高齢化という。 また、人口の年齢構造を分析する上で、0～14歳を若年者人口、15～64歳を生産年齢人口、65歳以上を高齢者人口とする区分があり、高齢化率によって、一般的に高齢化社会（7%以上～14%未満）、高齢社会（14%以上～21%未満）、超高齢社会（21%以上）に分類される。</p>
<p>少年育成センター (掲載ページ： p 27)</p>	<p>少年の健全な育成保護を図るため、関係機関および団体等と連絡調整をはかり、少年の非行を防止するとともに、健全な育成について必要な業務を総合的に行う機関。</p>
<p>少年指導委員 (掲載ページ： p 27)</p>	<p>少年の健全育成に熱意があり、かつ社会的信望を有する民間有志者（ボランティア）の方々が「少年指導委員」として委嘱され、風俗環境が及ぼす影響から少年を守るための諸活動を行っている。</p>

消費生活センター (掲載ページ：p 38)	消費生活センターでは、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け、公正な立場で処理にあたっている。
食生活改善推進員 (掲載ページ：p 14)	「私たちの健康は私たちの手で」を合言葉に食生活改善を目的としたボランティア活動を行う人たち。「ヘルスマイト」の愛称で呼ばれる。
シルバー人材センター (掲載ページ：p 30、p 48)	シルバー人材センターは、定年退職者などの高齢者に、そのライフスタイルに合わせた臨時的・短期的な雇用・就業機会を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と、活性化に貢献している。
神経症 (掲載ページ：p 51)	ストレスや様々な心理的負担、性格傾向などが関連して、精神的、身体的症状が続いているもの。
人権教育 (掲載ページ：p 49、p 58、p 59)	人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条)を意味し、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」(同法第3条)にすることを旨とするものである。
身体障害者福祉協会 (掲載ページ：p 41)	身体障害者福祉協会は、障がいがあっても住みなれた地域で安心して生活のできる社会の構築を目指し、関係団体および諸団体と連携を図りながら、障がい福祉の推進を目的としてさまざまな活動に取り組んでいる。
シンポジウム、ワークショップ (掲載ページ：p 58)	目標・課題を設定し、その実現や解決のために集まった人々が勉強しながら、まちづくりや計画づくりなどに取り組む、社会参加型の創造活動。
青少年育成会 (掲載ページ：p 27、p 57)	少年が、現在の生活を充実して送るとともに、将来に向かって、挑戦と試行錯誤の過程を経つつ、自己選択、自己責任、相互支援を担い、社会とのかかわりの中で自己実現を図っていき、社会的に自立した個人として成長するよう支援する組織。
青少年健全育成推進指導員 (掲載ページ：p 27)	少年指導委員及び自治会長、公民館長などと連携を密にしながら、関係諸機関や団体等との協力を得て、地域内の実情に適した活動を行うことにより、地域内の青少年の健全育成活動の推進を図る人。
精神障がい者 (掲載ページ：p 43)	統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい(精神症状を伴う場合)、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。
精神障がい者家族会 (掲載ページ：p 41)	精神障がい者の家族が集まり、同じ悩みを語り合い、互いに励ましあい、助け合う会が家族会です。病院や地域を中心とする会がある。

<p>成年後見制度 (掲載ページ：p 23、p 44※1)</p>	<p>認知症高齢者、知的・精神障がい者などの判断能力が十分でない人の保護を成年後見人等が行う制度。</p>
<p>総合的な学習の時間 (掲載ページ：p 59※1)</p>	<p>小・中学校においては平成14年度から、高等学校においては平成15年度から本格的に実施された教育課程の新しい制度。各学校が地域や学校の実態に応じて創意工夫して特色ある教育活動を展開する時間。</p>
<p>相互扶助機能 (掲載ページ：p 1、p 10)</p>	<p>地域社会は、生産活動・経済活動における相互扶助はもちろんのこと、生活困窮者の扶養や子育て等、生活面でも、家族と並んで、相互扶助の単位として機能してきた。</p>
<p>ソーシャルワーカー (掲載ページ：p 21)</p>	<p>心身の障がいなどで日常生活に支障がある人とその家族を対象に、福祉施設や補助金制度、ホームヘルパーの派遣など、さまざまな相談に対応し、適切な福祉サービスを受けられるように助言や援助を行う人。職場によっては、生活相談員などとも呼ばれる。</p>
<p>ソーシャルワーク (掲載ページ：p 4※3)</p>	<p>福祉政策・制度のもとで展開される専門職としての実践体系を総称したもので、「社会福祉実践」「社会福祉援助」と捉えられる。</p>
<p>た 行</p>	
<p>第1次ベビーブーム世代 (掲載ページ：p 30)</p>	<p>概ね1947年から1949年の間に生まれた人々を第一次ベビーブーム世代と呼び、日本では団塊の世代と呼ばれることが多い。</p>
<p>第三者評価制度 (掲載ページ：p 46※1)</p>	<p>事業者の提供するサービスの質などを当事者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する制度。</p>
<p>ダウン症 (掲載ページ：p 51)</p>	<p>染色体異常により、知的発達の遅れや、心疾患などの合併症を伴うこともある先天性の症候群。</p>
<p>タムタムスクール (掲載ページ：p 35)</p>	<p>米子市が行う0歳から6歳までの子どもに関する子育て講座。</p>
<p>男女共同参画の推進 (掲載ページ：p 48)</p>	<p>男女の人権が尊重され、ともに自立したパートナーとしてあらゆる分野に対等に参画できる、活力ある男女共同参画社会実現のために積極的に取り組んでいる。</p>
<p>だんだんバス、どんぐりコロコロ (掲載ページ：p 34)</p>	<p>地域の生活交通手段を確保するために米子市が運行する市内循環路線バス。</p>
<p>地域ケア体制 (掲載ページ：p 54、p 56、p 57)</p>	<p>高齢者などが介護や支援を必要とせずに、いきいきとした生活を送ることができるよう、また、介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた家庭や地域で安心して生活を送れるよう、保健・医療・福祉の関係者をはじめ、地域の各種団体や住民が連携し、地域全体で高齢者などを支える社会の仕組み。</p>

地域福祉活動 (掲載ページ：p 4、p 7、p 9、p 11、p 15、p 76)	地域社会において、地域住民の抱える問題を解決したり、また、その発生を予防するための社会福祉施策とそれに基づく実践をいう。
地域福祉権利擁護事業 (掲載ページ：p 43)	米子市社会福祉協議会が行う、認知症や知的障がい、精神障がいなどのために日常生活を営むのに支障がある人が、地域で安心して生活することができるよう福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理などのサービスを提供する事業。
地域包括支援センター (掲載ページ：p 13、p 21、p 32、p 38※1、p 51、p 53)	公正・中立な立場から、地域における高齢者の総合相談・支援や必要なサービスの利用調整などを行う機関。米子市では、中学校区に一箇所の割合で設置されている。
地区社会福祉協議会 (掲載ページ：p 13、p 14※1、p 15、p 17、p 19、p 20、p 75)	地域住民が地域の福祉課題に目を向け、地域で抱えている福祉ニーズに対応し、住みよい地域社会を目指すための住民組織。
地区別地域福祉活動計画 (掲載ページ：p 12、p 65※1)	地域住民が主体となって作成する地域における福祉のまちづくり計画。
知的障がい者 (掲載ページ：p 43)	生まれた時点、あるいは早期の乳幼児期に知的な能力の発達があまり進まない状態。実際には、日常生活において物事を判断したり、必要に応じて適切な行動を自分で行うことが難しく、社会生活への適応がしにくい人。
注意欠陥多動性障がい (ADHD) (掲載ページ：p 51)	多動性・不注意・衝動性を症状の特徴とする発達障がいの一つ。
手をつなぐ育成会 (掲載ページ：p 41)	「知的な障がい」のあるわが子の幸せを求めて、全国の仲間の親たちに、手をつなぎ施策の充実を求めようと呼びかけたことが始まりで、その呼びかけに答えて、親や関係者が立ち上がり、47都道府県すべてに「手をつなぐ育成会」が結成され、その連合体が「全日本手をつなぐ育成会」になった。
統合失調症 (掲載ページ：p 51)	主として青年期に発病し、特徴的な種々の精神症状(幻覚、妄想、不眠、不安、不穏、緊張、焦燥感など)を示す病気。
ドメスティックバイオレンス：DV (掲載ページ：p 22)	広い意味では、家庭という私的な領域の中で、強者から弱者に加えられる暴力をいう。日本では通常、夫婦や恋人など親密なカップル関係の中で生じる暴力をいう。
な行	
認知症 (掲載ページ：p 32)	「痴呆」の代替語。知能が後天的原因で低下し、感情障がいや人格障がいを伴う病態。
認知症高齢者 (掲載ページ：p 43、p 44、p 53、p 65)	要介護(要支援)認定者について「何らかの介護・支援を必要とする認知症がある高齢者」(痴呆性老人自立度Ⅱ以上)は2002年で約150万人。2015年までにおおよそ100万人増えて約250万人とされている。(2003年6月高齢者

	介護研究会報告書)
ネットワーク (掲載ページ: p 10、p 20、p 22、 p 41、p 43、p 52)	複数の主体などが、相互に情報や業務などの連携を通じたつながりを持ちながら、全体を一つのまとまり・システムとして構成されること。
ノーマライゼーション (掲載ページ: p 3※1、p 7)	すべての人が、障がいの有無、年齢、性別などに関わらず、地域で日常的な生活を送ることが普通の社会であるという考え方。
は行	
パートナーシップ (掲載ページ: p 4※1、p 10)	まちづくりなどにおいて、市民、事業者、行政などの各主体が対等な立場で協力・連携し、役割や責務を自覚することを通じて築いていく相互の信頼関係。
バリアフリー (掲載ページ: p 11、p 49、p 75)	心身の障がいなどがある人にとって、物理的障壁、制度的障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁が取り除かれた状態。
引きこもり (掲載ページ: p 51)	様々な要因によって社会的な参加の場面が狭まり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態。
ファミリーサポートセンター (掲載ページ: p 35※1、p 48)	地域において育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。
フォーマルサービス(⇔インフォーマルサービス) (掲載ページ: p 10※1、p 10※2、 p 54、p 55、p 56)	国や地方公共団体など公的機関が行う、法律などの制度に基づいたサービス。介護保険や医療保険などで給付されるサービスなどのことをいう。(⇔行政が直接的・間接的に提供するサービスでは充足されないニーズに対応するサービス。近隣や地域社会、民間やボランティアなどの非公式な援助活動がこれにあたる。)
福祉課題、生活課題 (掲載ページ: p 4、p 5、p 6、p 7、 p 10、p 11、p 17、p 31、p 57、 p 65、p 66)	生活課題とは、地域住民が地域で生活していく上で発生するいろいろな問題や課題のことをさす。福祉課題とは、地域における、または社会的な問題や課題のうち福祉に関するものをさす。近年、少子・高齢化や核家族化の進行、厳しい経済情勢などを背景に新たな福祉課題が顕在化している。児童虐待の顕著化・深刻化や、都市部を中心に急増するホームレスの自立支援、また精神障がい者の地域生活の支援など、いくつもの重要な課題があるが、多くの場合、従来の福祉制度では十分に対応することが困難である。
福祉教育 (掲載ページ: p 11、p 57※1、p 59、p 76)	すべての人を個人として尊重し、思いやりの心を持って接する態度を育て、助け合い、共に生きていける人間の育成を目指す教育。

福祉コミュニティ (掲載ページ：p10※3)	地域で援護を必要とする人やその家族が、住み慣れた家で通常の生活を続けることができるように、また地域住民が援護を必要とするような状態になるのを防止するため、自発的に援助を行う住民と公的な制度に基づいた福祉サービスの提供者が、援助と予防という視点に立って、相互に結び合うネットワークの総体。
福祉マップ (掲載ページ：p65※2)	地域の中でより多くの福祉サービスなどの情報を得られるよう、身近な人材や福祉施設、生活関連施設などについてまとめたもので、住民の支え合いの視点でつくる地域の地図。
福祉有償運送、福祉有償運送運営協議会 (掲載ページ：p29※1、p34)	社会福祉法人やNPO（非営利組織）等が、要介護者や障がい者など、単独で公共交通機関を利用して移動することが困難な人を対象に、有償で行う移動サービス。福祉有償運送の実施にあたっては、市町村などが設置する福祉有償運送運営協議会の承認が必要となる。
法定雇用率 (掲載ページ：p48)	民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ一定の割合（法定雇用率）に相当する数字以上の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しなければならないこととされている。
保健推進員 (掲載ページ：p14、p32)	地域の健康づくりの推進を目的として活動している。
母子会 (掲載ページ：p41、p73)	母子家庭の母及び寡婦の自立のための支援組織。
ボランティア (掲載ページ：p1、p6、p7、p9、p11、p13、p14、p20、p28、p29、p30、p34、p75)	自由な意志に基づいて、自発的に社会参加活動や地域活動を行う人。
ボランティアコーディネーター (掲載ページ：p28、p29)	ボランティア活動を推進する中核的機関（ボランティアセンター等）、団体（住民参加団体、社会教育施設、企業社会貢献推進室、学校等）、社会福祉施設において、ボランティア活動推進のための企画、情報収集・提供、相談・支援、研修、調査研究、連絡調整、活動プログラム開発などを総合的に行う専門職。
ボランティアネットワーク (掲載ページ：p28、p29)	ボランティア団体間の情報交換や活動の活性化を図ることを目的としたネットワーク。
ま行	
マンパワー、高齢者パワー (掲載ページ：p11、p30)	マンパワーとは、労働力、人的資源、人材のことをさし、高齢者パワーとは高齢者のマンパワーのことをさす。
民生児童委員協議会 (掲載ページ：p13、p14、p16、p19、p20)	民生委員・児童委員が地域福祉の担い手として十分に実践活動を行うことができるよう設置された組織である。

や行	
友愛訪問 (掲載ページ: p17)	一人暮らしの高齢者が地域で安心してしあわせな暮らしができるように見守るとともに、近隣社会のあたたかい友愛精神を育てる奉仕活動。
要保護児童対策地域協議会 (掲載ページ: p36)	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童(児童福祉法第6条の3に規定する要保護児童をいう。)の早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくために設置された地域の連絡機関。
米子市社会福祉協議会 (掲載ページ: p7、p9、p13、p14、p17、p42※1、p43、p75)	社会福祉法において、地域福祉を推進する中核的な役割を担う団体として位置づけられた組織。米子市において、行政や関係機関等と連携して、地域福祉活動の推進、ボランティアの育成、福祉教育の推進などを行っている。
よなGO集団体操 (掲載ページ: p32)	高齢者の生活機能の低下を防ぐために米子市が啓発している簡単な体操「よなGO!GO!体操」などを地域で行っている。
米子市ボランティアセンター (掲載ページ: p28、p30、p61)	米子市社会福祉協議会に設置されたボランティア活動を支援するための機関。
ら行	
老人クラブ (掲載ページ: p30、p32、p41、p57、p74)	戦後まもない昭和25年頃、社会と経済の混乱、家族制度の変革など、かつて経験したことのないような状況の中で、高齢者自らが相集い、新たな役割を求めて誕生した自主組織。

地域福祉計画体系図

別紙 1

基本理念

基本目標

基本計画

具体的内容

誰もが人間らしく、その人らしく生活できるまちづくり

共に支え合えるまちの仕組みづくり

地域福祉を推進する人材の育成

在宅福祉員、民生委員・児童委員、主任児童委員、その他地域組織の役割の明確化

地域の組織の活性化

地区社会福祉協議会等の充実、地域組織間の連携

地域ネットワークの構築

地域組織、ボランティア団体、医療機関、福祉サービス事業者、行政の連携

支援を必要とする人の把握・発見の仕組みづくり

住民による見守り・声かけ、ソーシャルワーカー等の訪問活動

虐待等の発見・通報

支援体制の整備、虐待防止ネットワークづくり

自主防災組織の拡大、災害時要援護者等の把握

自主防災組織の設立と育成、要援護者情報リストの作成

個人情報の適正な取り扱い

個人情報やプライバシーの保護に関する啓発、個人情報に関する意見調整

地域安全活動の推進

地域の見守り活動の推進、青パト・防犯パトロールの推進、交通安全指導の推進

ボランティア・NPOの育成

ボランティア入門講座の充実、NPO・ボランティア組織立ち上げへの支援

マンパワー（高齢者パワー）の活用

高齢者が地域福祉の担い手としてその力を発揮できる環境づくり

コミュニティ・ビジネスの創出支援

情報提供、地域ニーズの掘り起こし

健康づくり活動・生きがい活動の充実

健診受診率の向上、介護予防教室等への参加の促進、生きがい活動の充実

地域の交通手段の確保、要介護者・障がい者・障がい児への外出支援の充実

福祉有償運送の推進、公共交通機関の利用促進

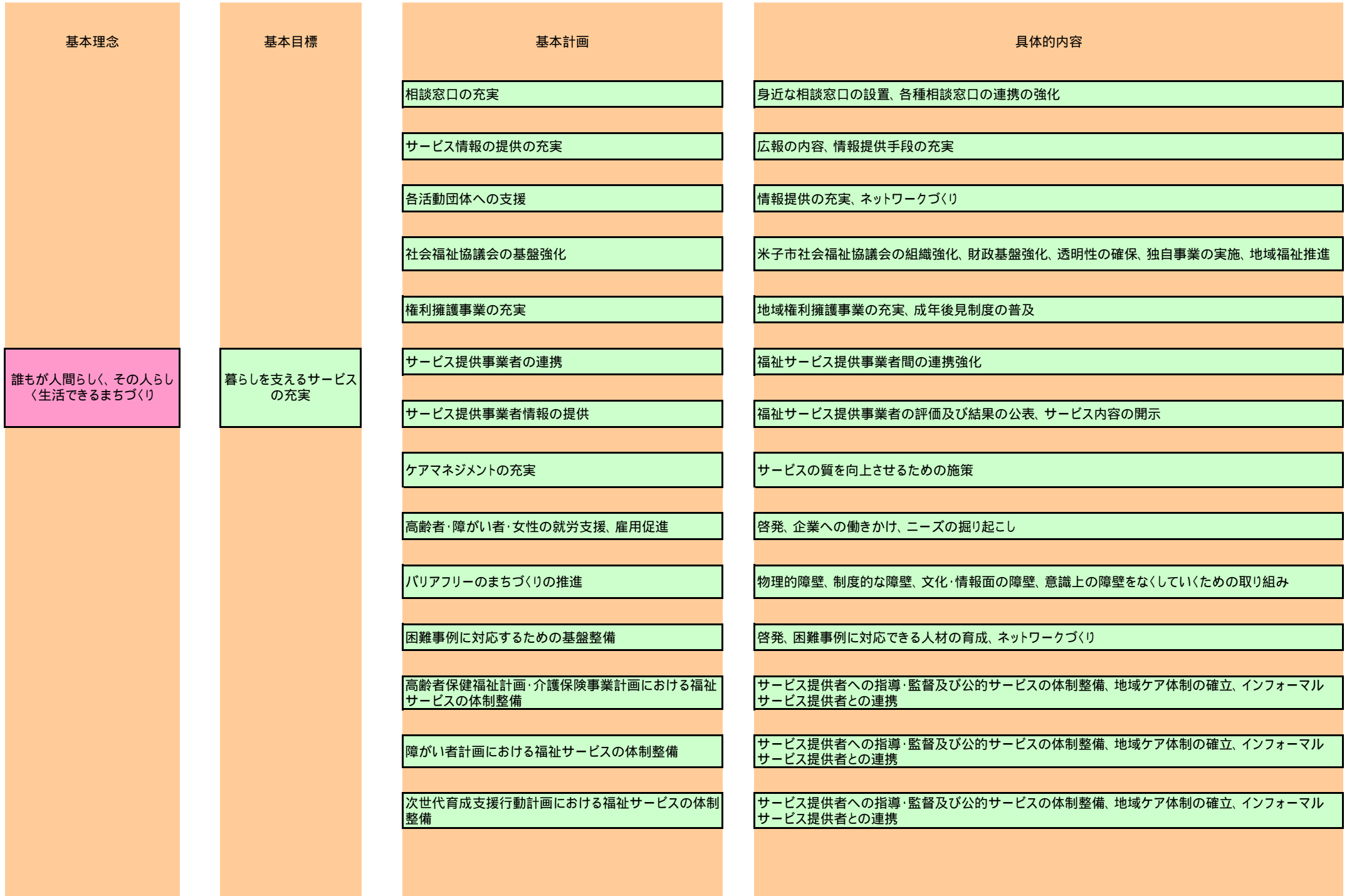
地域における子育て支援の充実

住民による交流会・勉強会等の開催、虐待通報

市役所職員の意識改革、地域活動の促進、地域の情報収集

研修、地域の情報収集

地域福祉計画体系図



地域福祉計画体系図

